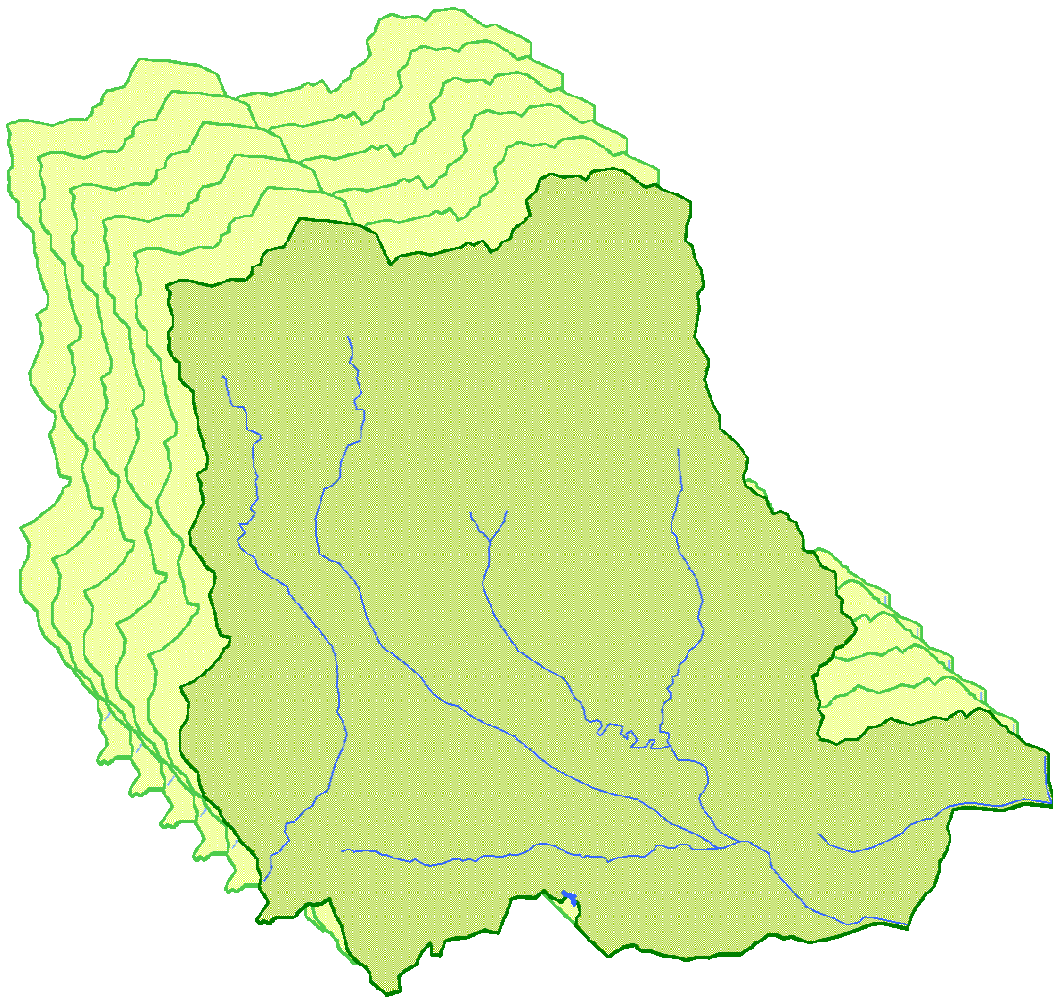


秦野市公共施設の再配置に関する方針



平成22年(2010年) 月
秦野市

目 次

第1章 公共施設を直す	1
(公共施設の再配置について)	
1 「公共施設の再配置」とは?	1
2 何を再配置するの?	1
3 なぜ再配置が必要なの?	3
4 いつまでに再配置するの?	9
第2章 公共施設を視る	10
(公共施設の現状と課題)	
1 人も建物も年をとる	10
2 「ハコモノ」主義は当たり前だった	17
3 税金は安くない	21
4 公共施設もメタボになる	24
5 他の施設と比べてみると	26
第3章 公共施設を描く	29
(公共施設の再配置に関する方針)	
1 基本方針	
基本方針1 「備えあればうれいなし」	30
基本方針2 「三人寄れば文殊の知恵」	31
基本方針3 「二兎追うものは一兎をも得ず」	32
基本方針4 「無い袖は振れぬ」	33
基本方針5 「転ばぬ先の杖」	34
2 施設別の検討方針	35
第4章 公共施設を練る	38
(公共施設再配置計画(仮称)の策定)	
附属資料	41
1 秦野市公共施設再配置計画(仮称)検討委員会設置要綱 ...	
2 秦野市公共施設再配置計画(仮称)検討委員会委員名簿 ...	
3 基本方針案に対する意見書	

第1章 公共施設を直す

(公共施設の再配置について)

1 「公共施設の再配置」とは？

「公共施設の再配置」とは、公共施設のあり方について抜本的な見直しを行い、その適正な配置及び効率的な管理運営を実現することをいいます。

公共施設は、市民が利用するために、市民や議会の意見を聞きながら行政が整備し、管理運営を行っているものですが、税や使用料の負担、管理運営への協力や参画など、施設を支えているのもまた市民です。

その市民とともに、将来の公共施設のあるべき姿を考え、ともに再配置を進めていくために、平成21年10月に「秦野市公共施設白書」を公表しました。

この白書では、今まで積極的に公開される機会の少なかった公共施設に関するコスト情報を明らかにしました。この理由の第一には、少子高齢化社会を迎えている中で、公共施設で提供するサービスのうち、真に必要となるサービスを将来にわたり持続可能なものとしていくためには、公共施設を利用し、また支えている多くの市民が行政とともに、公共施設の将来のあるべき姿を議論していく必要があると考えたからです。

そして、平成21年12月には、学識経験者や有識者で構成する「秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会」を設置し、この白書を基礎資料としながら、本市の「公共施設の再配置」に関する議論を行ってきました。その結果、平成22年 月 日付けをもって、「秦野市公共施設の再配置に関する方針（案）に対する意見書」が委員会から提出されました。

この意見等を踏まえ、「秦野市公共施設の再配置に関する方針」をここに定めることとしますが、今後は、この方針に沿って「公共施設再配置計画（仮称）」を策定し、「公共施設の再配置」を進めていくものです。

2 何を再配置するの？

「公共施設」と一口に言っても、様々なものがあります。

市役所、学校、公民館などの建物がある施設や、道路、公園などの誰もが自由に使える土地となっている施設、そして、水道や下水道施設も「公共施設」に含まれます。

これらの中から、公共施設白書の作成に当たっては、道路、橋りょう、上下水道の管やポンプ場などの基盤施設及びごみ収集所等の小規模な公共施設を除く457の

第2回検討委員会配付資料7

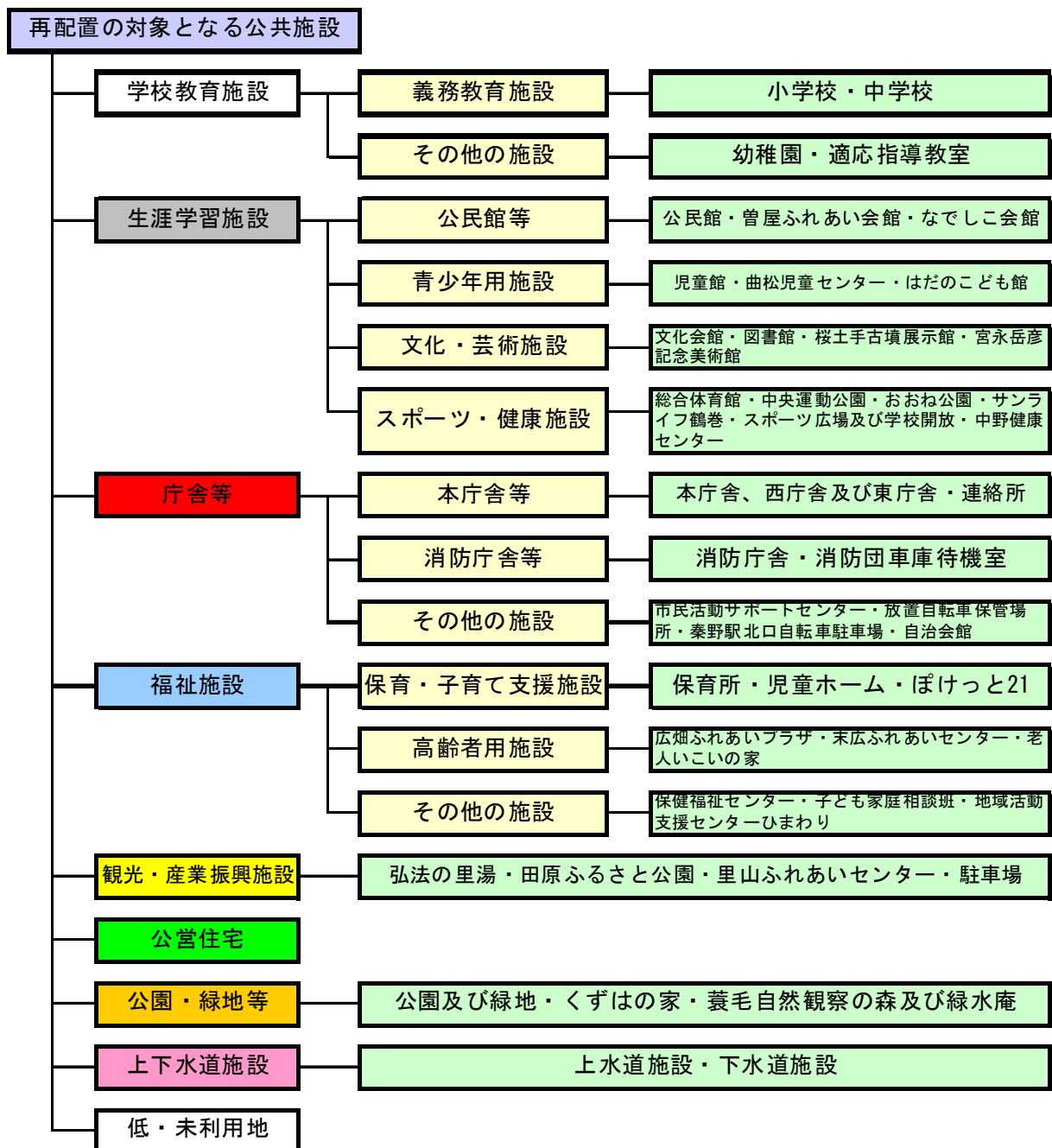
平成22年1月28日現在 事務局素案

施設(平成20年4月1日現在)について現状を調査し、課題を抽出しました。

「公共施設の再配置」は、次図に表したこれらの施設を対象に進めていくものとします。

ただし、「公共施設の再配置」を進めるに当たっては、大きな財政負担を伴う上下水道設備や道路等のインフラやごみ焼却場等のプラント系の公共施設整備の将来計画にも十分注視し、その整合を図るものとします。

【再配置の対象となる公共施設】



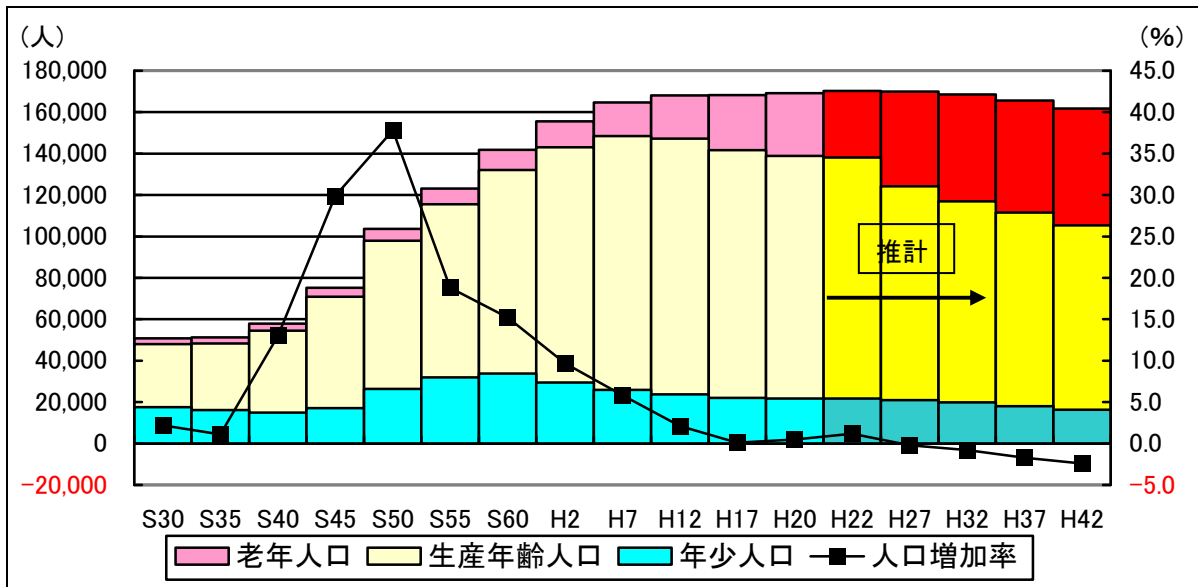
3 なぜ再配置が必要なの？



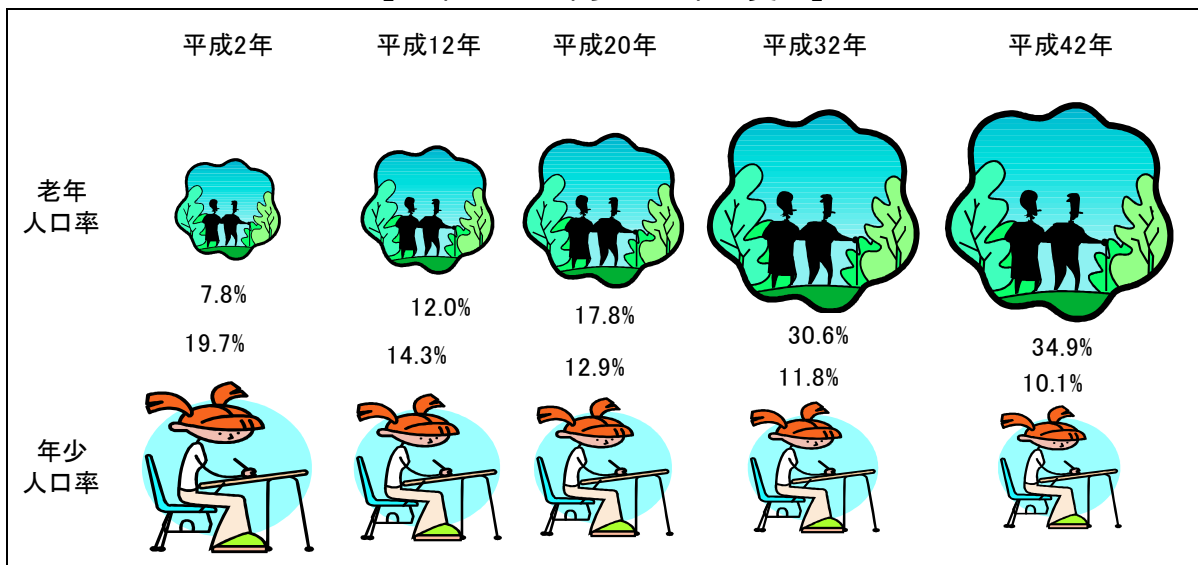
一つ目の理由は… 少子高齢化による人口減少社会へ対応するためです。

将来的な人口規模の縮小や少子高齢化の急速な進展による人口構成の変化により、行政サービスの提供そのものに大きな変革が求められています。
公共施設においても、こうした動向を踏まえた必要な施設サービスの質と量を見据え、規模の適正化や用途の転換等が必要となります。

【人口及び対5年前人口増加率の推移】



【老年人口と年少人口率の変化】



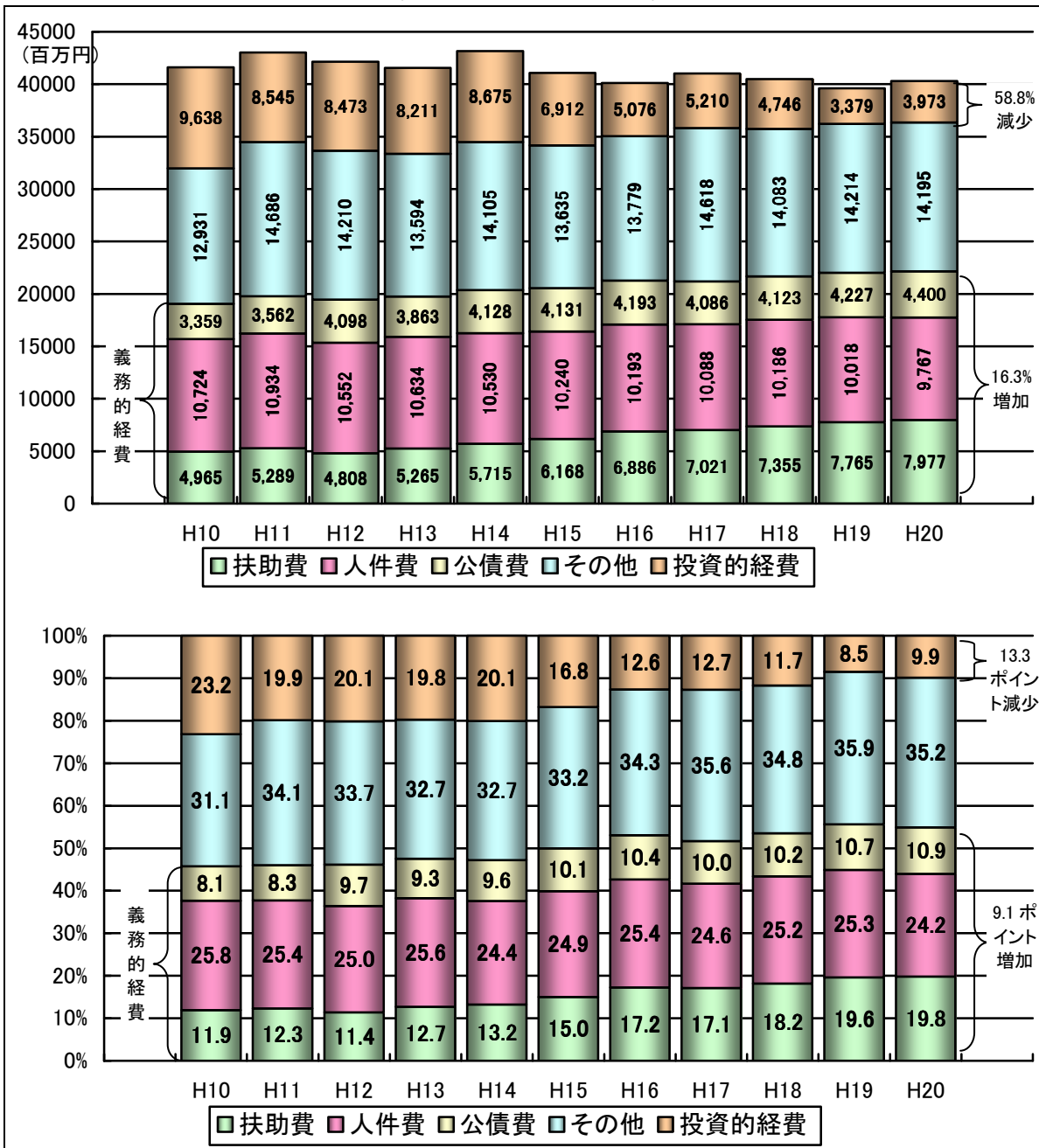


厳しい財政状況へ対応するためです。

人口減少、少子高齢化によって税収が減少することにより、非常に厳しい財政状況が見込まれ、より効率的な行財政運営が求められます。

こうした状況から、公共施設の管理運営や整備に多くの予算を振り向けることは困難な状況にあり、効率的な管理運営や計画的な整備によって財政負担を軽減する必要があります。

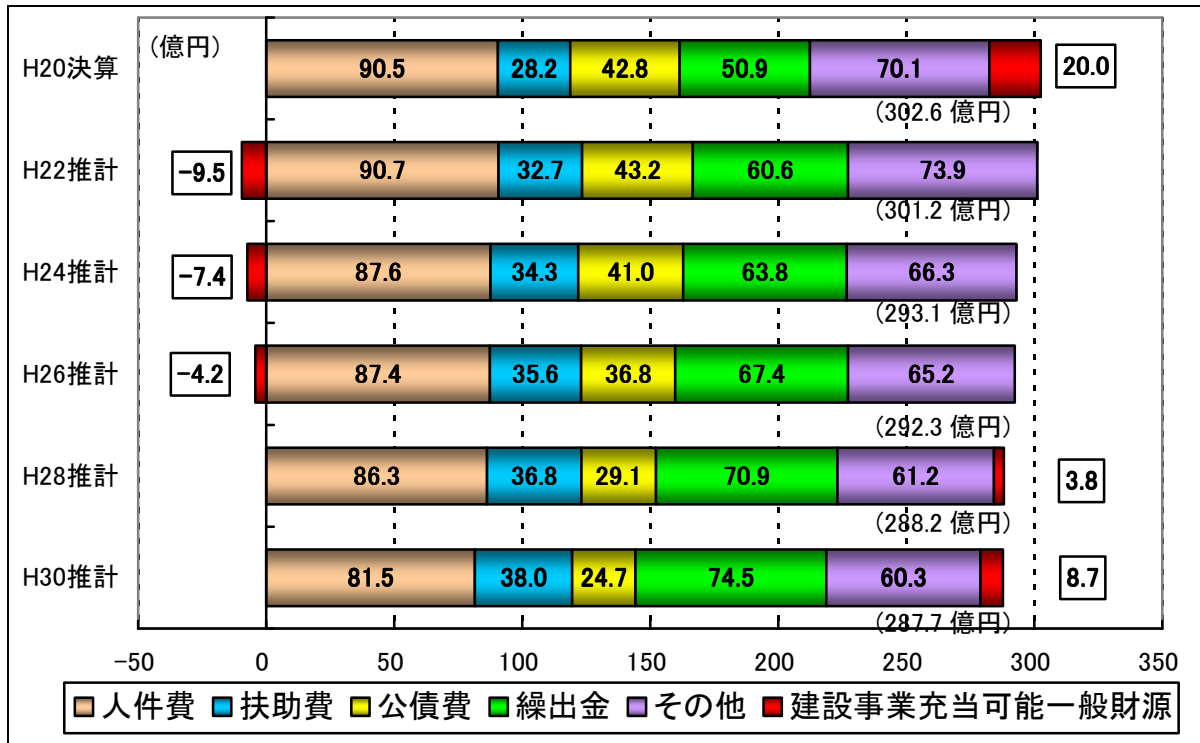
【投資的経費の減少と義務的経費の増加】



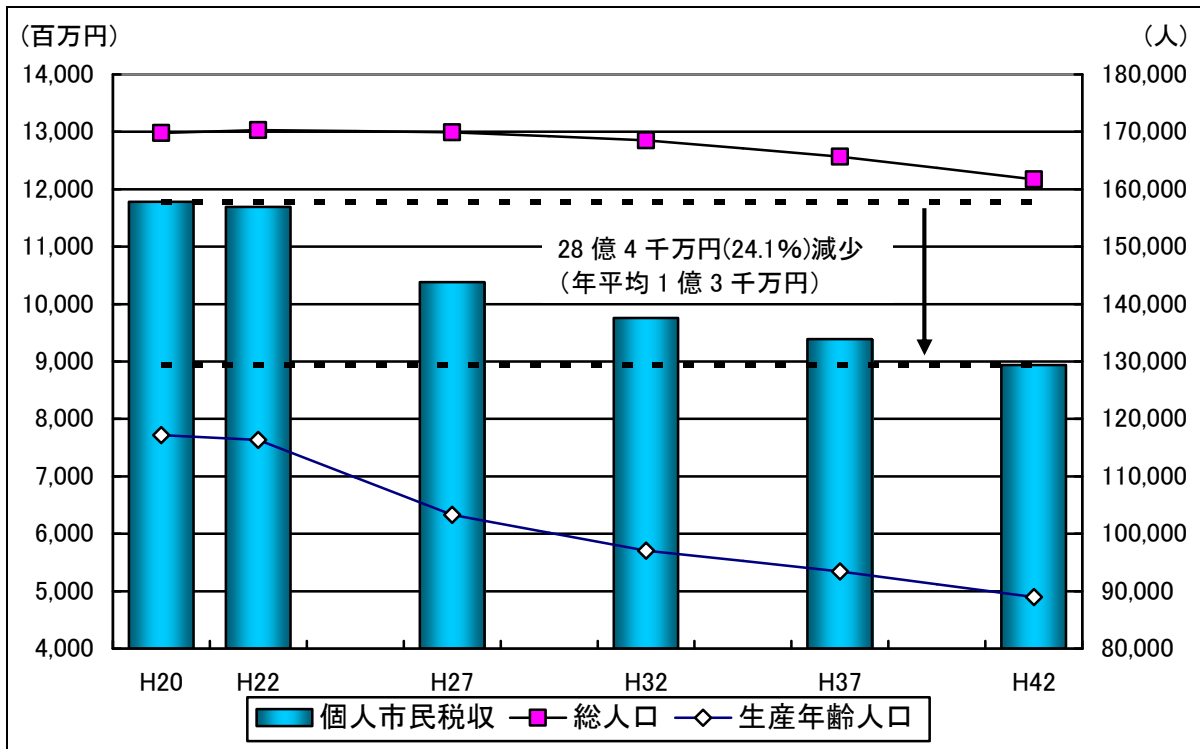
第2回検討委員会配付資料7

平成22年1月28日現在 事務局素案

【一般会計における一般財源の将来推計】



【個人市民税収予測と人口の推移】



※ 平成20年度の個人市民税収入額を生産年齢人口で割り、その額が維持されるとの仮定のもと、各年度の生産年齢人口の予測値を乗じた額であり、経済情勢等の動向は加味されていません。

三つ目の理由は…

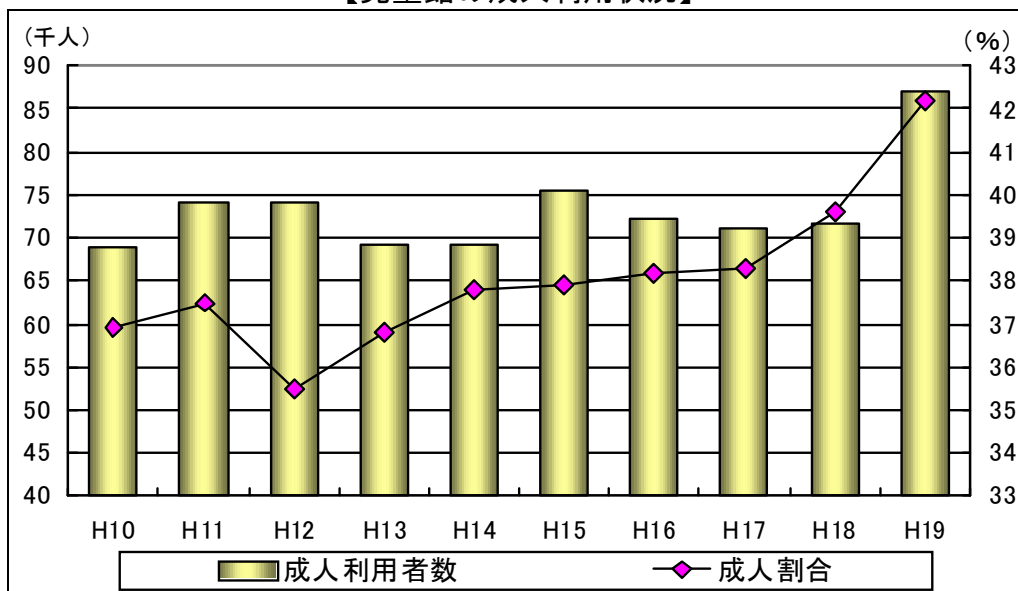
新たなニーズへ対応するためです。

時代とともに、市民のゆとりや豊かさに対する価値観や判断基準は大きく変化し、公共が担うべきサービスの分野とその内容の見直しが求められます。

今後の公共施設は、地域資源としての施設の役割、あり方を明確に位置付けた上で、縦割りの法令等の分類や仕分けからではなく、利用者サイドの視点から、当初の設置目的に限定されない柔軟な活用を考える必要があります。

また、このことを基本に多目的、複合的な利用を進めるとともに、市民ニーズに対応する施設の性能や機能を、良好な状況で将来にわたり保ち続けることを可能とする新たな枠組みを構築することが必要となります。

【児童館の成人利用状況】



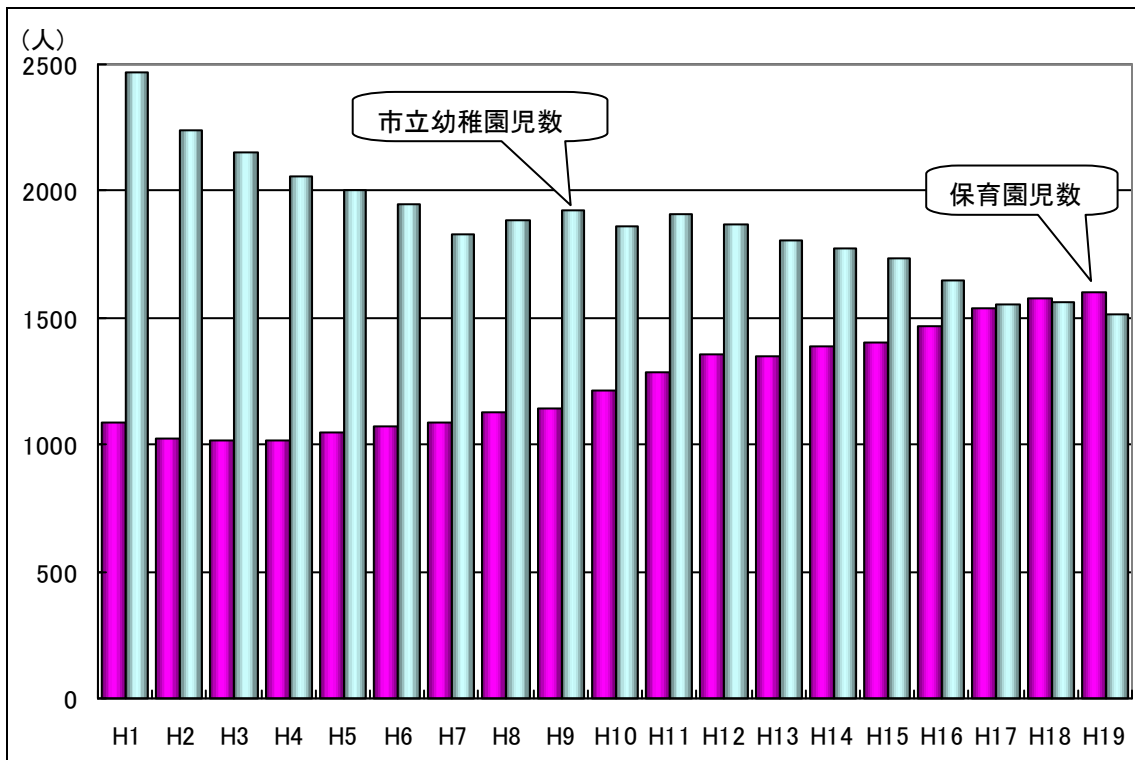
四つ目の理由は…

規制緩和等を活用した施設づくりを進めるためです。

地方分権の流れの中で規制緩和が進み、公共施設においては、民間活力を利用した指定管理者制度の導入や、幼稚園と保育園を一体化した認定こども園の設置が可能となりました。こうした流れの中、行政が専属的に担ってきたサービスの分野に民間事業者の参入機会が広がっています。

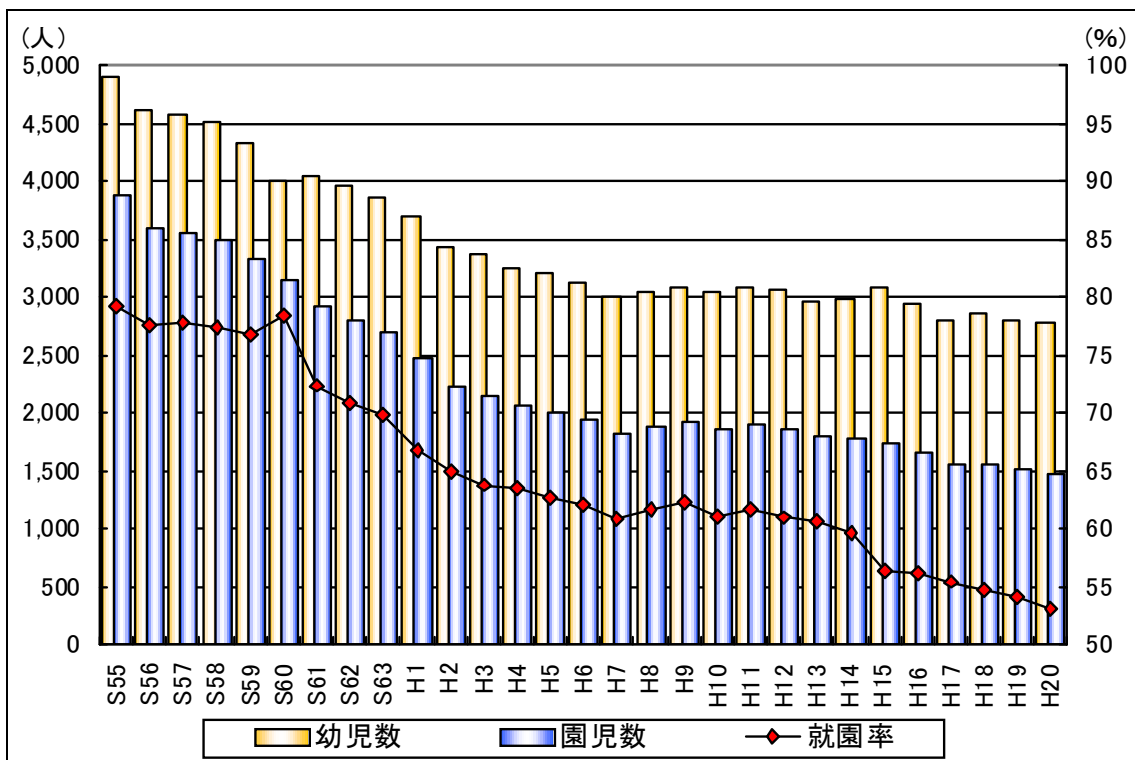
このため、提供サービスの質の維持向上を前提として、民間活力を積極的に活用した効率的な管理運営による施設づくりが求められます。

【幼稚園と保育園の園児数の推移】



※ 幼稚園は4・5歳児、保育園は、民間保育所を含めた0から5歳児の合計です。

【幼児数並びに公立幼稚園児数及び就園率の推移】



※ 幼児数は、4・5歳児の数。就園率は旧園区内の4・5歳児が公立幼稚園に就園している割合を現します。

五つ目の理由は…

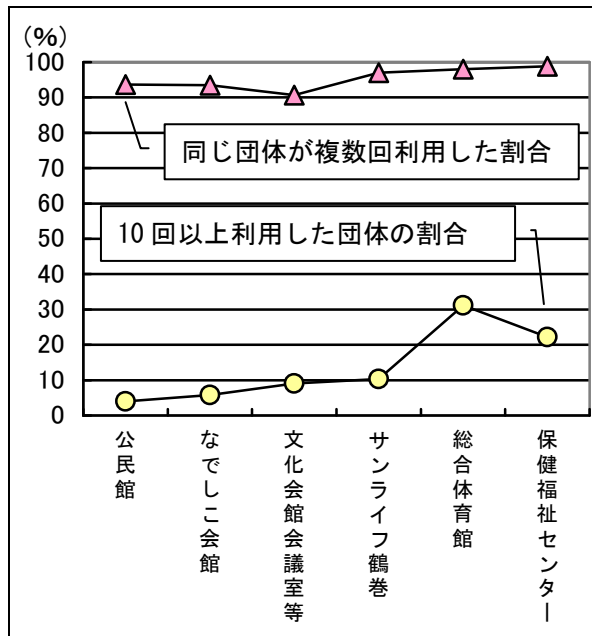
利用機会の平等性と負担の公平性を確保するためです。

公共施設におけるサービスの提供は、利用機会の平等性と受益者負担の公平性が求められます。

身近な地域の活動拠点の過不足や全市的な利用を図る施設の存在をはじめ、道路や公共交通等の交通利便性など総合的な観点から、施設配置のバランスを検証する必要があります。

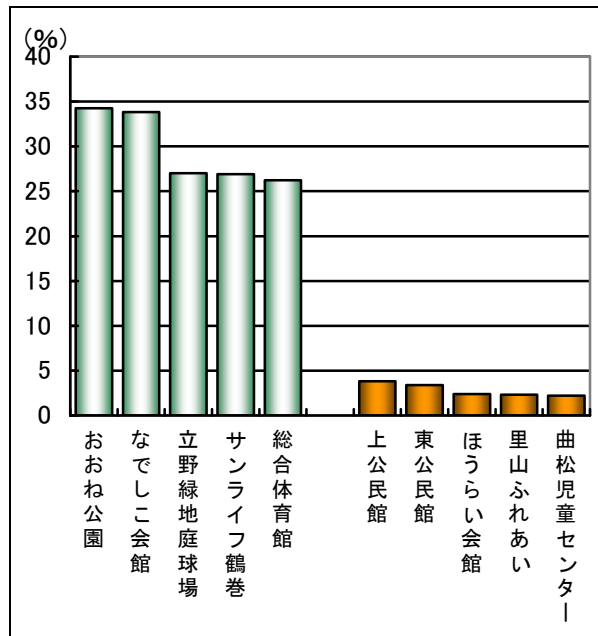
また、施設使用料等の受益者負担は、施設の利用頻度が低い市民からも納得が得られるような、公平で適正な負担とすることが求められます。

【公共施設の反復利用の状況】



※ H20.9~11の3か月間の集計です。

【使用料収入が管理運営費に占める割合】



※ 平成19年度実績です。

六つ目の理由は…

地域住民等との協働・連携を進めるためです。

多様化する市民ニーズに対応するためには、多くの行政分野において、地域住民等と行政との協働・連携による取組みをより一層進める必要があります。

公共施設においても、地域交流の促進につながる施設運営やサービス提供といった分野については、地域住民や団体が主体となる運営を進め、地域住民がサービスの利用者としてだけでなく、サービスの提供者として、楽しさや生きがい、喜びを実感できる施設づくりが求められます。

4 いつまでに再配置するの？

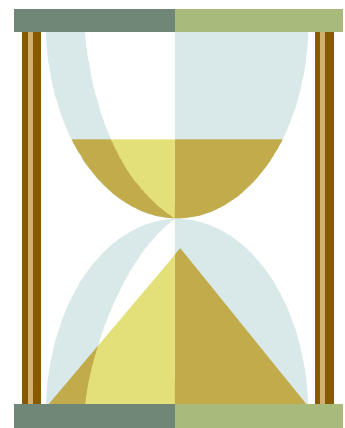
公共施設は、市民の学びやレクリエーションの場として、また、日常生活を支え、助ける場として、市民の暮らしとは密接な関係にあります。

このような公共施設が急激に変化していくことは、市民生活に大きな影響を与えるとともに、長い時間をかけて今の体制となってきたものを無理に捻じ曲げようとするれば、必ずひずみやほころびが出てしまいます。

このため、「公共施設の再配置」は、できるだけ時間をかけながら進めていきたいのですが、財政状況を見れば、悠長な対応をしていると、真に必要な行政サービスにも悪影響を与えてしまう可能性があることも事実です。

したがって、社会経済情勢とともに、市民生活に与える影響についても的確に判断し、十分な説明を行ったうえで、できるものは速やかに、そして今すぐにできないものでも、時期を定めて再配置を進めていくものとします。

なお、計画期間の詳細は、第4章に述べるものとします。



第2章 公共施設を視る

(公共施設の現状と課題)

1 人も建物も年をとる

今から30数年前、昭和40年代後半から50年代の前半にかけて、秦野市の人口は大きく増えました。そのころ、市内では住宅団地の造成が相次ぎ、市内の会社や工場、横浜や東京で働く大勢の方たちが引っ越してきました。

このころは、子供たちの数も税収もどんどん増えて、小中学校の建設が相次ぎました。また、皆さんが余暇を過ごすための公民館や運動施設なども、たくさん建設されました。

今、秦野市の都市化と発展に大きく貢献していただいた世代の皆さんは、多くが高齢者となりましたが、多くの方に愛され使われてきた公共施設も一緒に年齢を重ねてきました。

本市の財政規模は、市制施行以来、人口の増加とともに増え続け、一般会計歳出額は、それぞれ昭和52年度に100億円、昭和54年度に200億円、平成元年度に300億円、平成5年度に400億円を超えました。

平成8年度には最高額である約434億円となりましたが、くしくもこの年は、生産年齢人口の割合が最も高かった(74.4%)年に当たります。

この年を境に、一般会計歳出決算額は漸減傾向を示し始め、平成11年度と14年度には再び430億円を超えてはいますが、平成19年度には15年ぶりに400億円を下回りました。

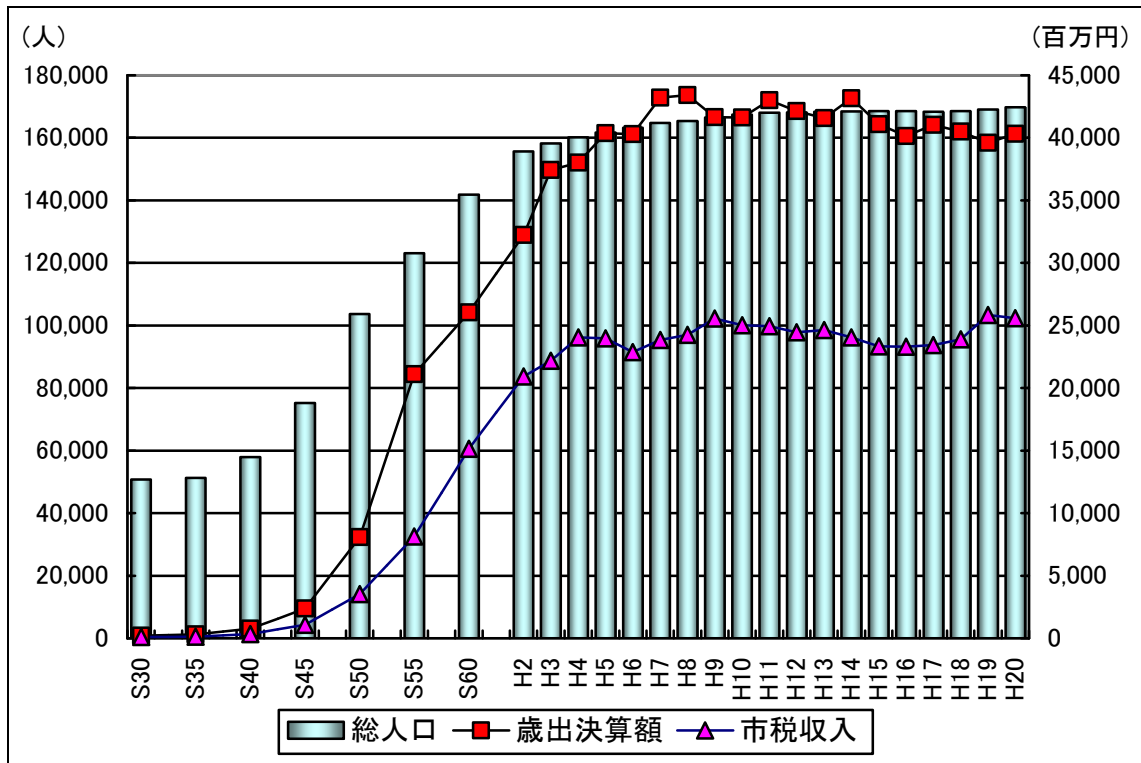
また、市税収入に目を向けてみると、平成元年度に初めて200億円を超えましたが、その後は、平成9年度の約256億円をピークに漸減傾向となりました。平成19年度には、再び250億円を超えて約258億円となり、過去最高を記録していますが、これは、三位一体改革に伴う税源移譲の影響を受けたものであり、それに換わる国の支出が減っていることから決して楽観視できる状況ではありません。このことは、歳出額が増えていないことからもわかるとおりです。

今後は、人口が減り始めますが、中でも少子高齢化の影響により、生産年齢人口が大きく減り始めます。これは、現行の税制の下では、市税収入の伸びが期待できないどころか、減少していくことを意味していますが、社会全体が高齢化していけば、福祉関連の支出は増加がすることが予想され、「ハコモノ」をはじめとする公共施設にかけられる予算は、ますます厳しい選択をすることが余儀なくされることとなります。

第2回検討委員会配付資料7

平成22年1月28日現在 事務局素案

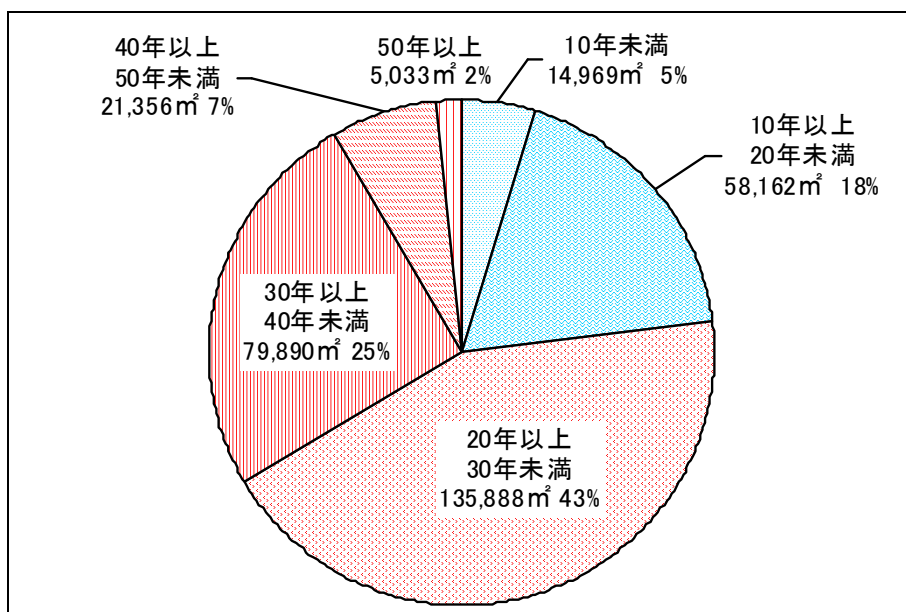
【人口と一般会計歳出決算額等の推移】



※ 平成16年度における減税補填債借換え分を除く。

こうした財政状況の下、「ハコモノ」といわれる公共施設に目を向けてみると、平成20年4月1日現在、本市が保有している公共施設の建物は、そのうちの約77パーセントが築20年以上を経過しています。

【公共施設の建物の築年数】



第2回検討委員会配付資料7

平成22年1月28日現在 事務局素案

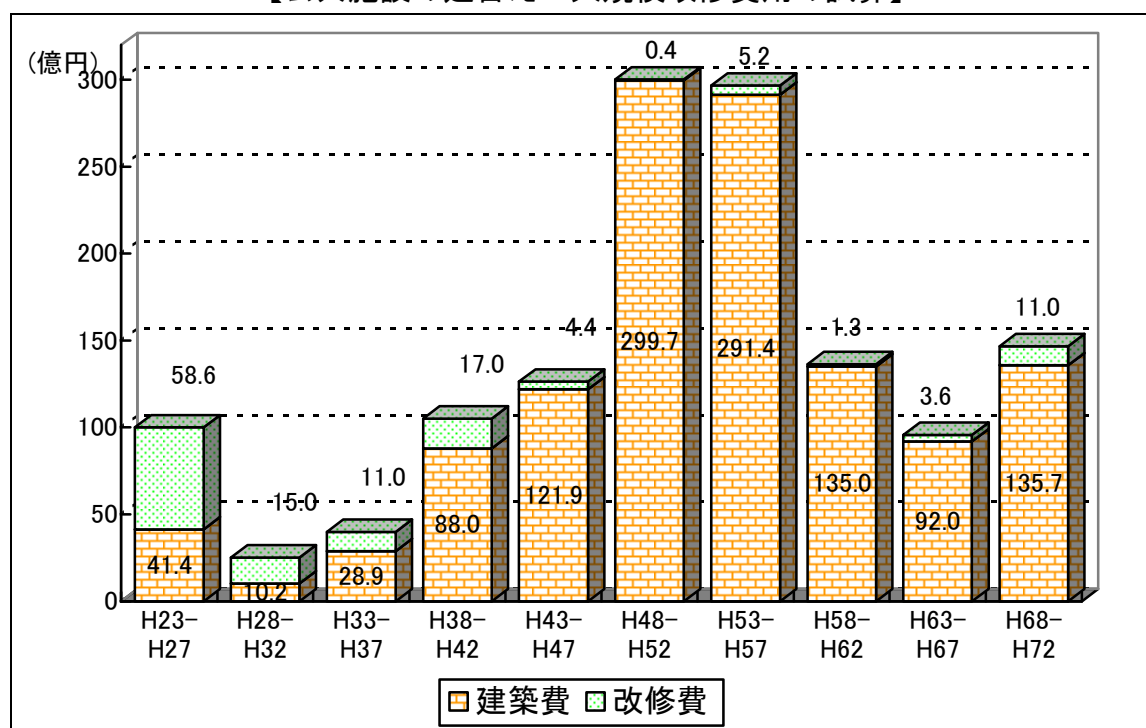
特に公共施設の建物のうち、小中学校の建物が約57パーセントを占めていますが、小学校は、すでにそのおよそ50パーセントの建物が築後30年を超え、今後3年経過後には、その割合は80パーセントを超えることとなります。

また、中学校では、現時点では築後30年を超えている建物は、全体の20パーセント弱ですが、今後10年経過後には、その割合は90パーセントを超え、一気に老朽化が進むこととなります。

このまま現在の公共施設の総量を維持し、耐用年数に応じて建替えを行うと、次図に表すとおり、新総合計画が始まる平成23年度以降50年の間、5年ごとに約10億円から約300億円の建設事業費が必要となり、特に建替えのピークを迎える平成48年(2036年)からの10年間は、年間約60億円の事業費が必要になると試算されます。

さらに改修費は、築後30年で大規模改修を行うとすると、中学校の新築ラッシュから30年を経過する平成23年からの5年間はピークになり、通常の維持補修に加え、年間10億円以上の改修費が必要になると試算されます。

【公共施設の建替え・大規模改修費用の試算】



※1 建替えは、木造30年、鉄骨造45年、鉄筋コンクリート造60年、改修は、30年と仮定

※2 すでに建替え時期を迎える建物は、すべてをH23-H27の数値に算入

※3 建替えは、解体費込みで1㎡当たり40万円、改修は、1㎡当たり5万円と仮定

また、「ハコモノ」といわれる建物としての公共施設以外にも、上下水道や道路など、市民の生活を支える多くの公共施設がありますが、これらの公共施設も本市の都市化の進展に伴い整備されてきました。

第2回検討委員会配付資料7
平成22年1月28日現在 事務局素案

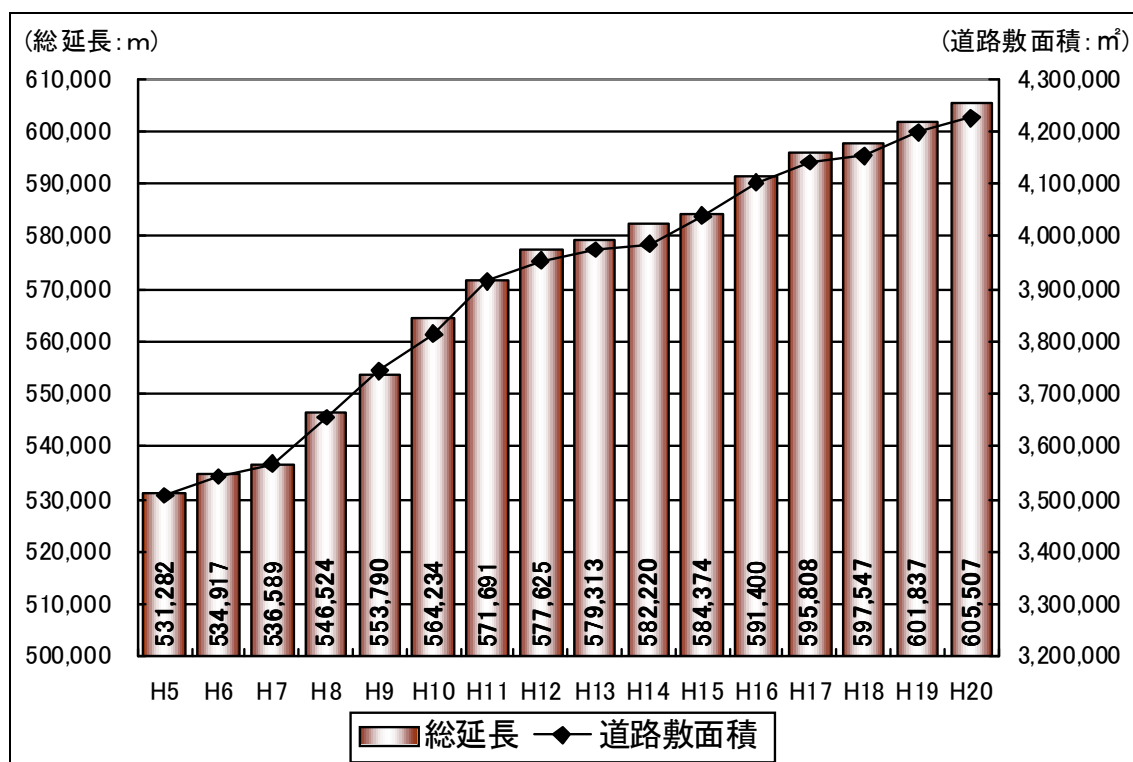
【インフラ関連の公共施設】

種別	数 量	備考
道路	総延長 605,507m 道路敷面積 4,226,117 m ² うち車道部 2,963,783 m ²	H20.4.1 現在
橋りょう	箇所数 174 か所 延長 3,013m	H20.4.1 現在
下水道	汚水管総延長 445,410.4m 雨水管総延長 43,319.1m	H21.3.31 現在

※ 水道事業については、市税負担が生じることを見込んでいないため、水道の設備については、ここでは取り上げていません。

市道の総延長は、平成20年4月1日現在、およそ605キロメートルに達し、維持管理を行う道路敷の面積は、約423万平方メートル、車道部だけでも、約296万平方メートルとなっています。

【市道延長等の推移】



この車道部の舗装を一般的なアスファルト舗装の耐用年数である15年で必要最低限の舗装替え(アスファルト5cm 路盤20cm)を行うことを仮定し、その費用を単純計算すると、次式のとおり年額約12億円が必要となります。

道路延長が増えているにもかかわらず、道路橋りょう費の総額は減り続けていますが、平成20年度における道路橋りょう費の決算額は、人件費を除くと約14億5千万円となっています。この中には、道路の新設や安全性確保のための改良工事、橋りょうの維持・整備費なども含まれていることから、現状のままでは、必要最低

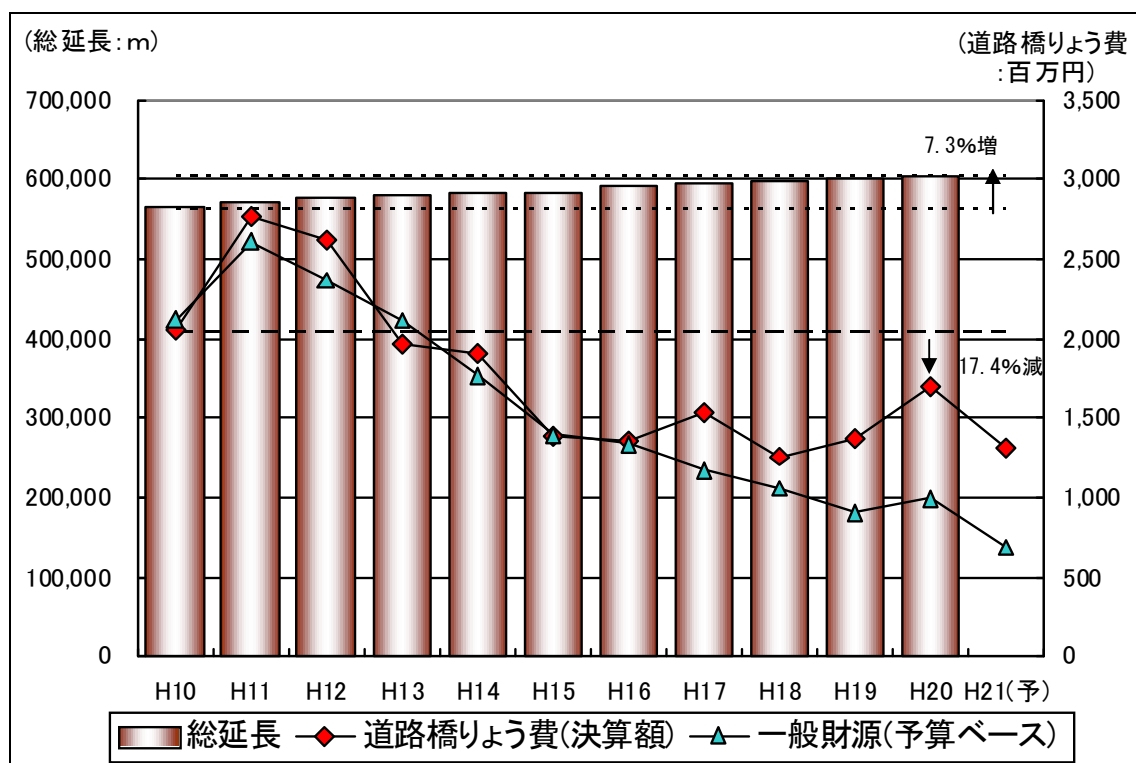
限の舗装替えすらも賄えない状況にあることがわかります。

$$2,963,783 \text{ m}^2 (\text{車道部}) \times 87.0\% (\text{舗装率}) = 2,578,491 \text{ m}^2$$

$$2,578,491 \text{ m}^2 / 15 \text{ 年} \doteq 171,900 \text{ m}^2 / \text{年}$$

$$171,900 \text{ m}^2 / \text{年} \times 7,035 \text{ 円/m}^2 (\text{H21 市路面復旧工事単価}) = 1,209,316,500 \text{ 円/年}$$

【道路橋りょう費の推移】



また、下水道に目を転じると、平成20年度末現在、汚水管の総延長は約445キロメートル、雨水管の総延長は約43キロメートルに達していますが、下水道の整備率は70.6パーセント(市街化区域内に限ると86.4パーセント)であり、この延長は、今後もまだまだ伸びていきます。

これらの管を一般的な耐用年数である30年で更新すると仮定し、その費用を単純計算すると、現在の管の更新だけでも、次式のとおり年額約16億円が必要となります。本市の下水道事業は、昭和56年(1980年)2月に供用が開始され、最初に整備された管は、敷設後30年を迎えています。すでに一部の管の更新が始まっていますが、更新作業はこれから本格化することになります。

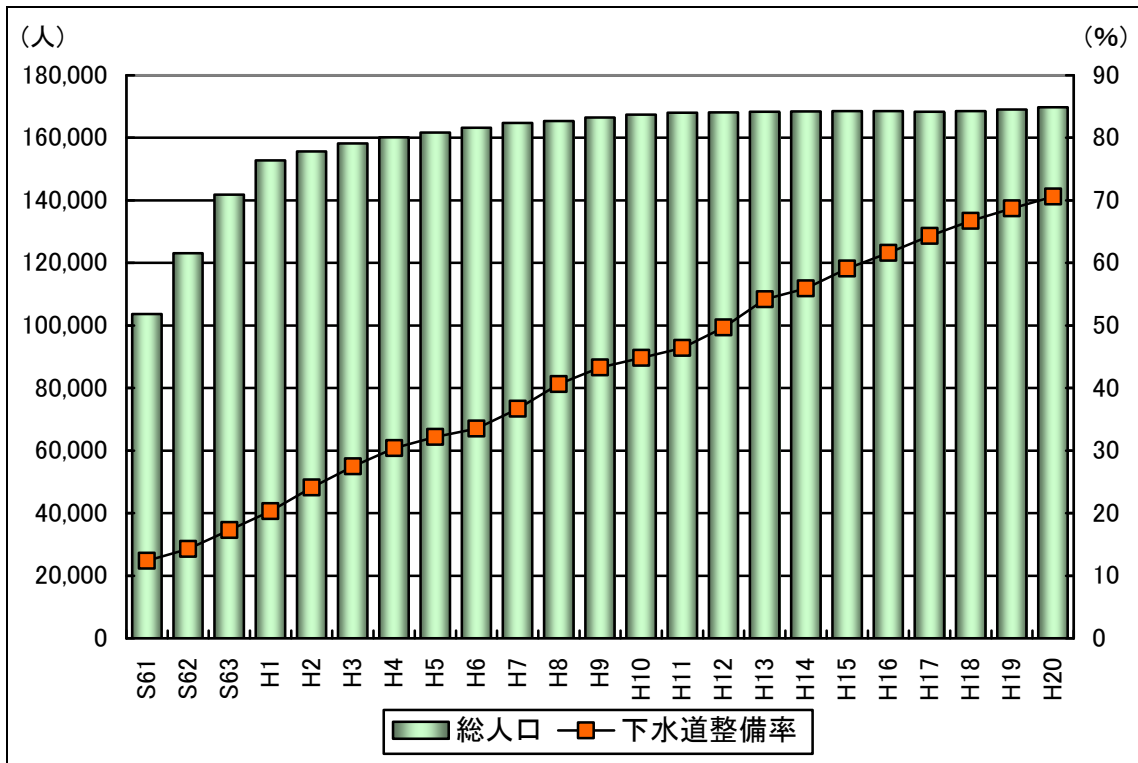
$$\text{汚水管 } 445,410.4\text{m} + \text{雨水管 } 43,319.1\text{m} = \underline{488,729.5\text{m}}$$

$$488,729.5\text{m} / 30 \text{ 年} \doteq 16,300\text{m} / \text{年}$$

$$16,300\text{m} / \text{年} \times 97,000 \text{ 円/m} (\text{H20 管渠整備等工事平均単価}) = 1,581,100,000 \text{ 円/年}$$

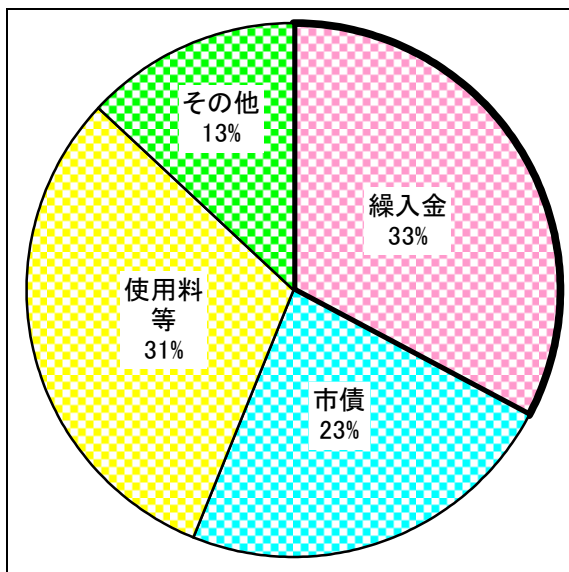
第2回検討委員会配付資料7
平成22年1月28日現在 事務局素案

【人口と下水道整備率(対全体区域)の推移】

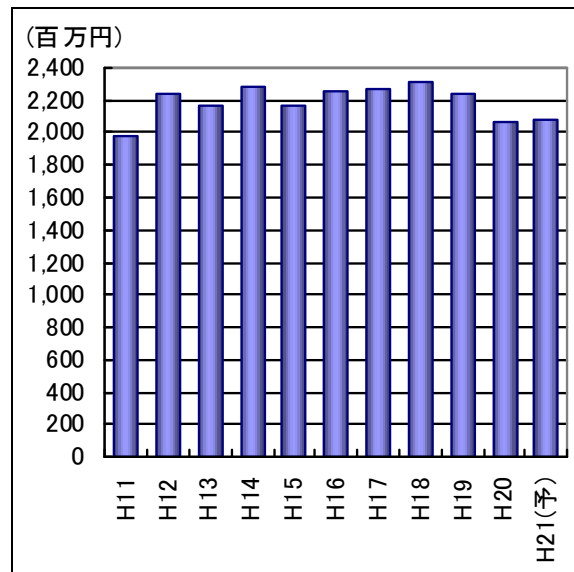


しかし、本来下水道事業は、使用料収入で賄えることが理想ですが、平成20年度における下水道特別会計の歳入決算状況を見てみると、使用料で賄えるのは、事業費の3分の1弱であり、現状でも一般会計からの繰入金(税の負担)に頼らざるを得ない状況にあることがわかります。多くの処理施設や管路が更新を迎える今後も、繰入金に頼らざるを得ない状況が長く続くと思われ、本市の財政に大きな負担となり続けることは明らかです。

【下水道事業決算状況(H20歳入)】



【下水道事業への繰出金の推移】



第2回検討委員会配付資料7

平成22年1月28日現在 事務局素案

また、この他にも、伊勢原市と共同処理しているごみ焼却施設の更新に要する分担金の負担増なども見込まれており、「ハコモノ」のみならず、インフラやプラント系の公共施設の維持管理に要する負担も重くのしかかってくることについて、認識しておかなければなりません。

ところが、現状では本市の財政状況が好転する材料は乏しく、高齢者や子どもたちに必要な支出は増加が見込まれる中では、建設事業に充当可能な一般財源は減少傾向にあり、これを道路や橋りょうの維持補修費用等と分け合わなければならないことを考え合わせれば、現在の公共施設の総量維持は、ほぼ不可能であると考えられます。



2 「ハコモノ」主義は当たり前だった

市民の皆さんの要望に応え、市民生活を豊かにしていくため、また行政目的を達成するために、「ハコモノ」と呼ばれるたくさんの公共施設を作ってきました。また、以前は、国や県も補助金などを交付し、それを支えてくれました。

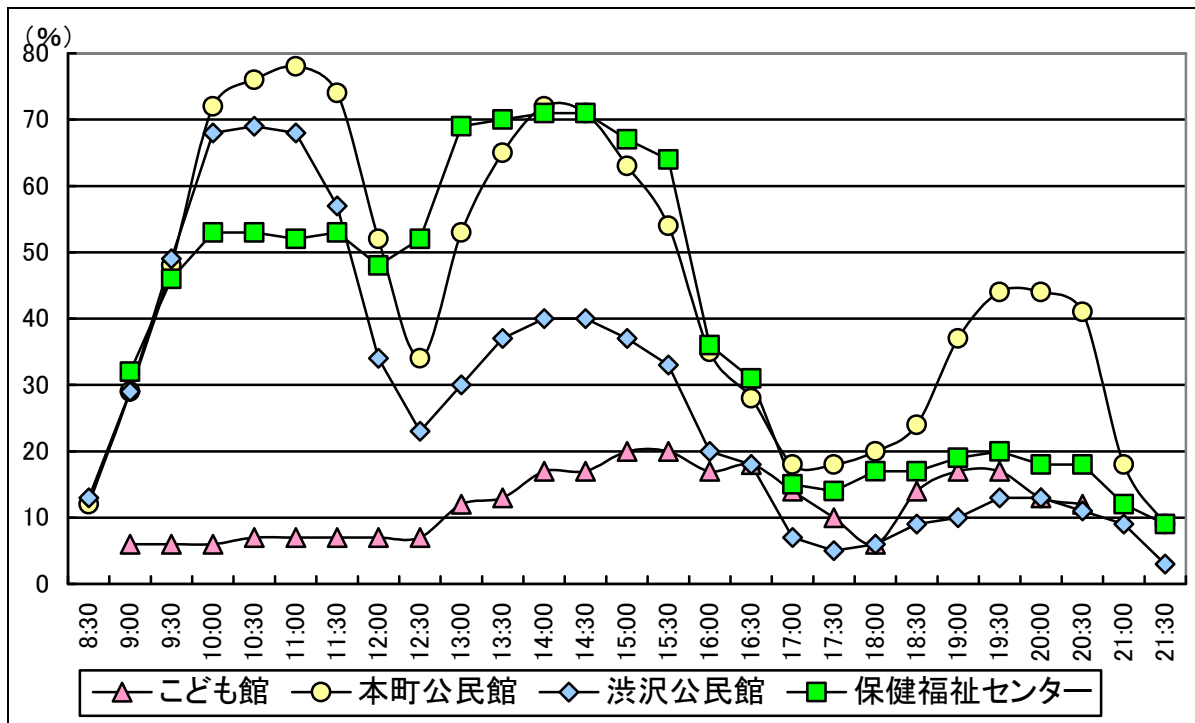
「〇〇館」を市に一つ、「□□館」を地域に一つ、福祉のために「△△センター」、観光のために「××館」というように、市民の皆さんもそれが当然として要望し、行政側もその期待に応えることが当然として努力を重ねてきました。

でも今、ふと周りを見回してみると、名前や市役所の担当課は違うのに、利用方法や事業内容が同じような施設や、利用者が少なく、決まった曜日や時間にだけ使われているような施設もあることに気がつきます。

公共施設は、それぞれ行政目的を持って建設されてきたものですが、所管部局が掲げる利用目的は異なるものの、施設(部屋)の機能や利用内容が重複しているものが多くあります。

また、これらの施設や部屋の中には、施設利用の周知や予約の方法、使用料等が統一されておらず、結果として、利用者間の公平性等に疑問が生じている場合も少なくありません。

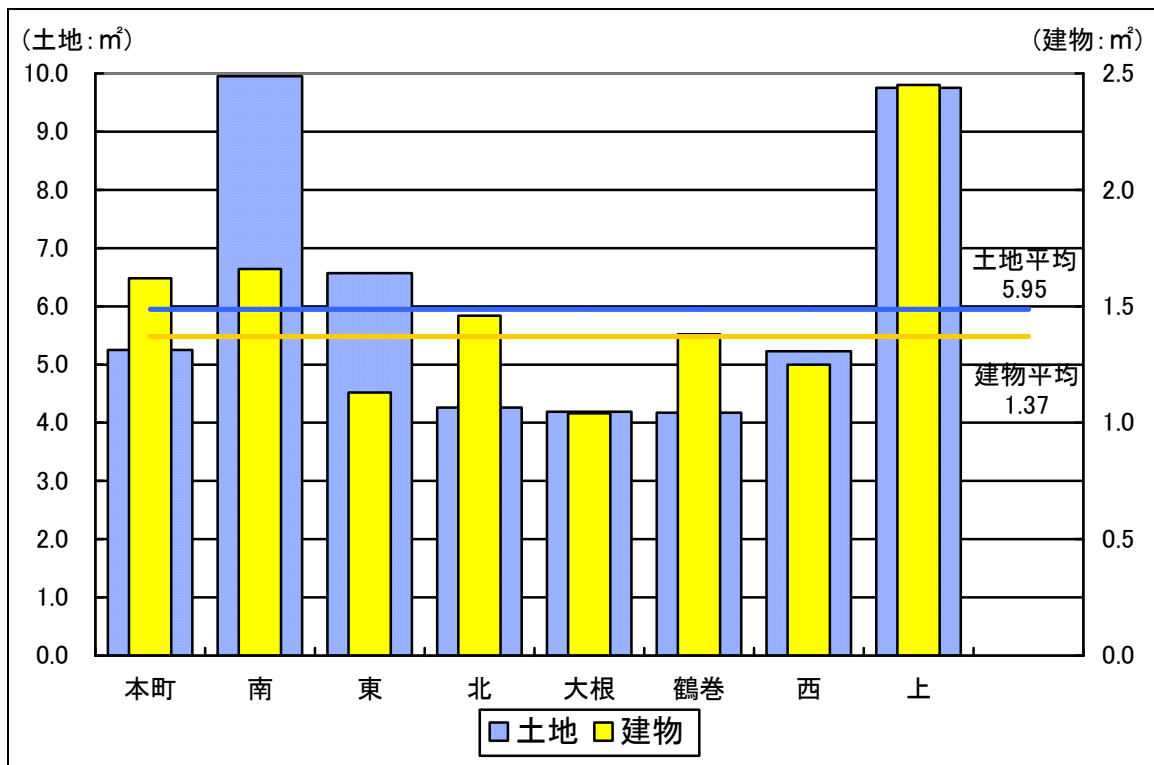
【貸館の稼働率】



※ こども館は H20・7・17～8・6、公民館、保福センターは H21・2・16～3・9 の予約状況から算定した稼働率

第2回検討委員会配付資料7
平成22年1月28日現在 事務局素案

【地区別住民一人当たりの公共施設面積】



※ 不特定の住民の利用が主となる公共施設の面積、人口は平成19年10月1日現在

今後、公共施設の総量を維持することが難しくなることを前提とすれば、公共施設の建替えや大規模改修時には、極力近隣の同機能を持つ施設や部屋を集約することにより施設の稼働率を上げ、より効率的な管理運営を行っていく必要があります。また、地域の拠点となる施設である学校や公民館などの土地や建物については、既成概念にとらわれない一層の複合化を進める必要があります。



【地区別の公共施設の配置】

地区名	本町	南			東	北	大根		鶴巻	西			上						
中学校	校名 生徒数 余剰率(%)	本町 731人 12.9%	南 418人 34.0%	南が丘 336人 40.4%	東 367人 24.5%	北 415人 30.2%	大根 489人 21.4%	鶴巻 403人 26.6%	洪沢 465人 29.9%	西 744人 7.6%			体育館						
小学校	校名 児童数 余剰率	本町 691人 8.6%	末広 772人 12.9%	南 1080人 -4.1%	南が丘 618人 14.9%	東 627人 9.4%	北 790人 6.8%	大根 706人 23.8%	広畑 318人 12.3%	鶴巻 854人 10.5%	洪沢 888人 15.9%	西 992人 13.7%	堀川 524人 13.8%	上 123人 15.9%					
幼稚園	園名 園児数 余剰率	本町 141人 1.6%	すえひろ 141人 -5.7%	南 121人 19.4%	みどり 69人 -6.6%	みなみがおか 83人 32.0%	東 120人 -7.7%	北 178人 -21.5%	大根 83人 36.4%	ひろはた 55人 33.1%	つるまきだい 67人 32.3%	つるまき こども園	しづさわ 171人 26.6%	西 158人 -16.6%	ほりかわ 108人 -0.2%	上 22人 8.1%			
保育所 子育て 支援施設	園名 園児数 (利用者数)	ぼけっと 21 5311人	本町 105人	鈴張 65人	みどり こども園			ぼけっと 21 5391人	広畑 82人	鶴巻 93人	つるまき こども園	ぼけっと 21 5391人	洪沢 128人						
庁舎等	施設名	消防本署		消防南分署	秦野駅 連絡所	連絡所	連絡所	消防大根 分署	東海大 学前駅 連絡所	連絡所	消防鶴巻 分署	連絡所	消防西分署	洪沢駅 連絡所	連絡所	連絡所			
公民館等	館名 利用者数 貸部屋数	ほうらい会館 19778人 5室	本町 80695人 7室	南 35059人 6室	南が丘 45708人 7室	東 34816人 5室	北 38495人 5室	大根 45063人 5室	鶴巻 40308人 6室	洪沢 29718人 6室	西 43145人 6室	堀川 47176人 6室	上 20601人 5室						
児童館等	館名 利用者数 床面積	ひばりヶ丘 13595人 235㎡	ほうらい 会館に含む	はだのこども館 13654人 5室	平沢 10194人 141㎡	いずみ 6418人 147㎡	西大竹 7181人 147㎡	谷戸 4031人 121㎡	戸川 9403人 213㎡	横野 7090人 147㎡	北矢名 7289人 143㎡	広畑 8433人 188㎡	鶴巻 7837人 公民館に含む	洪沢 3855人 124㎡	千村 8105人 141㎡	沼代 13341人 198㎡	堀山下 11185人 132㎡	堀川 12423人 207㎡	柳川 4648人 127㎡
高齢者用 施設	館名 利用者数 床面積		末広ふれあいセンター 44660人	すずはり荘 4365人 174㎡		あずま荘 4469人 125㎡	くずは荘 3342人 99㎡	おおね荘 公民館に含む	広畑ふれあい プラザ 71023人					ほりかわ荘 5339人 132㎡	かわじ荘 5404人 133㎡				
その他 貸館等	館名 利用者数 貸部屋数	曾屋ふれあい会館 35524人 4室	3室		なでしこ会館(賃借) 42716人 4室						サンライフ 鶴巻 58591人 5室	センターに含む 5室							
運動施設	施設名 利用者数	中野健康センター 25078人	末広自由広場 6562人		立野緑地 庭球場 5787人	寺山スポーツ 広場 12093人						栃窪スポーツ広場 25618人		テクノ スポーツ広場 13905人					
全市域 対応施設	施設名 利用者数	くずはの家 8854人	市民活動サポートセンター (はだのこども館内) 2434人	総合体育館 312717人		田原ふるさと 公園 92740人	表丹沢野外活動 センター 20294人				おおね公園 159743人			桜土手古墳 展示館 21349人					
		本庁舎等		文化会館 197236人		蓑毛自然観察 の森・緑水庵 1200人	里山ふれあい センター 4425人			弘法の里湯 143827人				宮永岳彦記念 美術館 19648人					
		浄水管理センター		図書館 245782人															
		水道局舎		中央運動公園 155193人															
				保健福祉センター 203421人															

 H21・4・1現在、耐用年数(鉄筋コンクリート造60年・鉄骨造45年・木造30年)を経過している施設
 H32年度までに耐用年数を迎える施設
 H21・4・1現在、築30年以上の施設(RC・S造のみ。一部該当を含む。)
 H32年度までに築30年を迎える施設

※ 余剰率=(保有面積-基準面積)/基準面積×100

3 税金は安くない

「税金が安い」と言う人は少ないと思います。公共施設の管理運営には多くの税金が使われていますが、義務教育施設以外の施設は、全ての市民が利用しているわけではありません。

しかし、「〇〇館」や「〇〇センター」などの公共施設の一部は、利用する方から使用料をいただいておりますが、施設の管理や運営に必要な費用の大部分は、税金で賄われています。

施設を利用する方から見れば当たり前のことでも、利用しない方からはどう見えるのでしょうか。少なくなる税収で、多くのサービスを実現していかなければならない時代は、すぐそこにやって来ています。

公民館、図書館、文化会館、体育館など、不特定の市民が生涯学習活動等の余暇活動に利用できる公の施設(利用人数がカウントできない公園等の施設を除きます。)は、全部で71施設あります。

平成19年度におけるこれらの施設の年間利用者は、延べ300万人を超えていますが、1施設当たりの平均利用者数は、42,373人となり、利用者一人当たりのコスト(一般財源負担額)は、398円/人・日となっています。

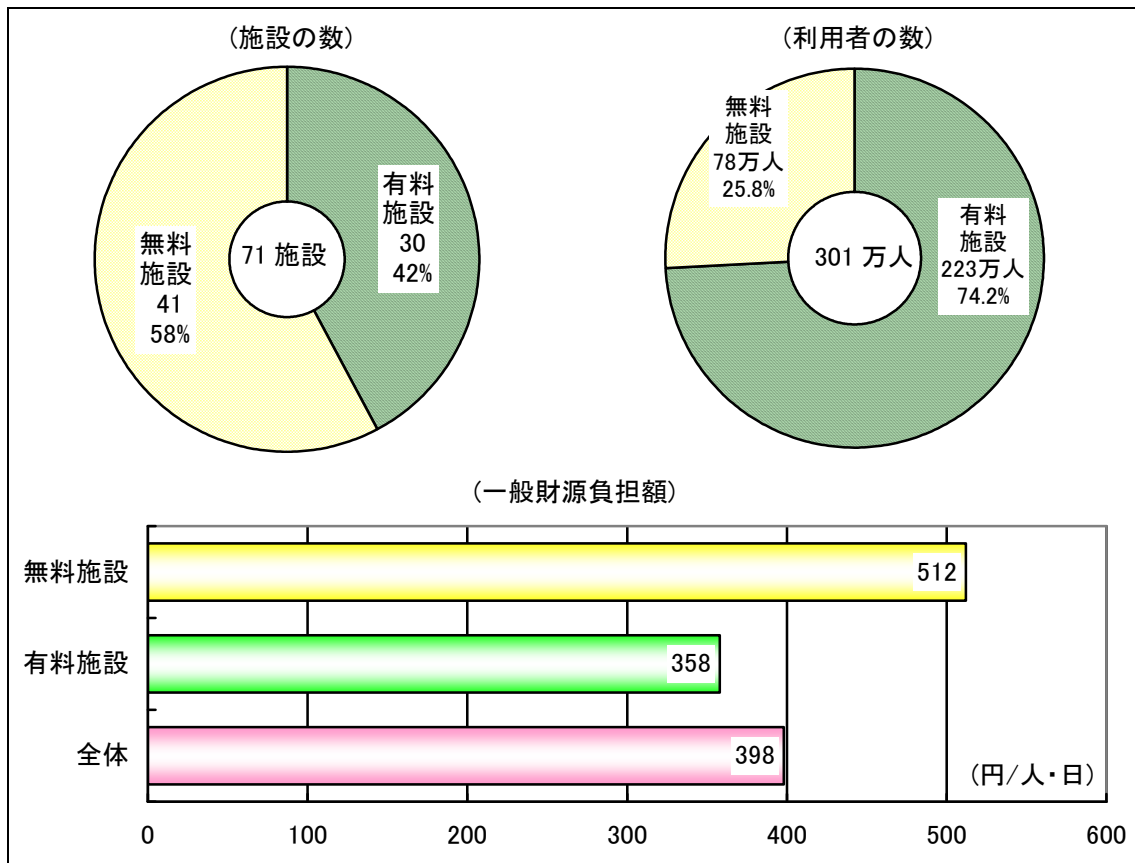
71施設のうち、利用者から使用料を徴収している施設は30施設あります。これらの施設の利用者が全体のおよそ4分の3を占めていますが、この有料施設の利用者一人当たりのコスト(一般財源負担額)は、358円/人・日となり、無料施設の利用者一人当たりのコスト(一般財源負担額)の512円/人・日を大きく下回っています。

また、平成21年4月から5月にかけて実施した公共施設利用者アンケートの結果では、およそ半分弱の利用者が、少子高齢化に伴う人口と税収の減少を前提として、「施設を維持するためには、利用者の負担がある程度増えることは仕方がない。」と回答しています。

さらに、平成21年6月にインターネットを利用して行った公共施設に関するアンケート調査では、同様の設問に対し、「施設を維持するためであれば、利用者の負担を増やすことは当然である。」とする回答者が4割強を占めています。

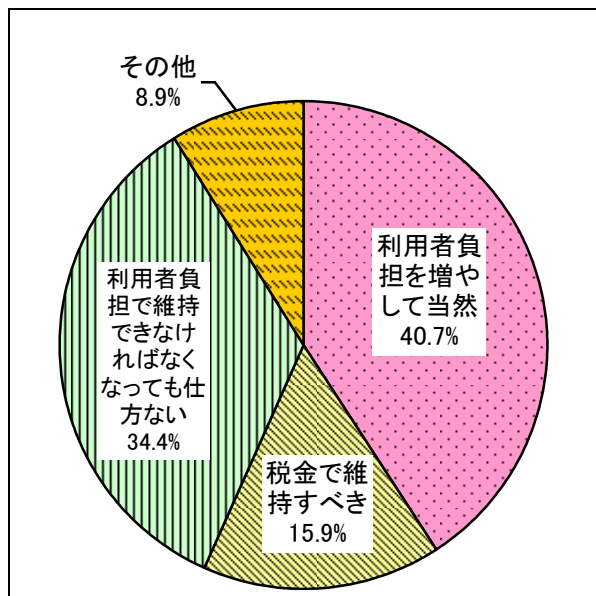
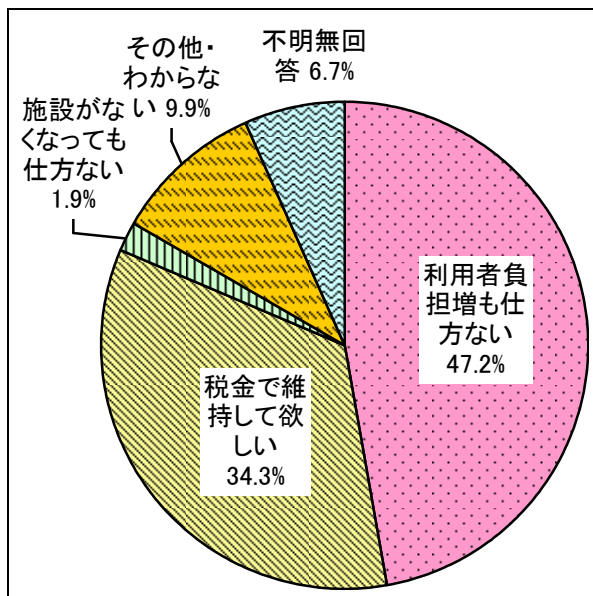


【有料施設と無料施設の比較】



【利用者アンケート】

【利用者以外も含むアンケート】



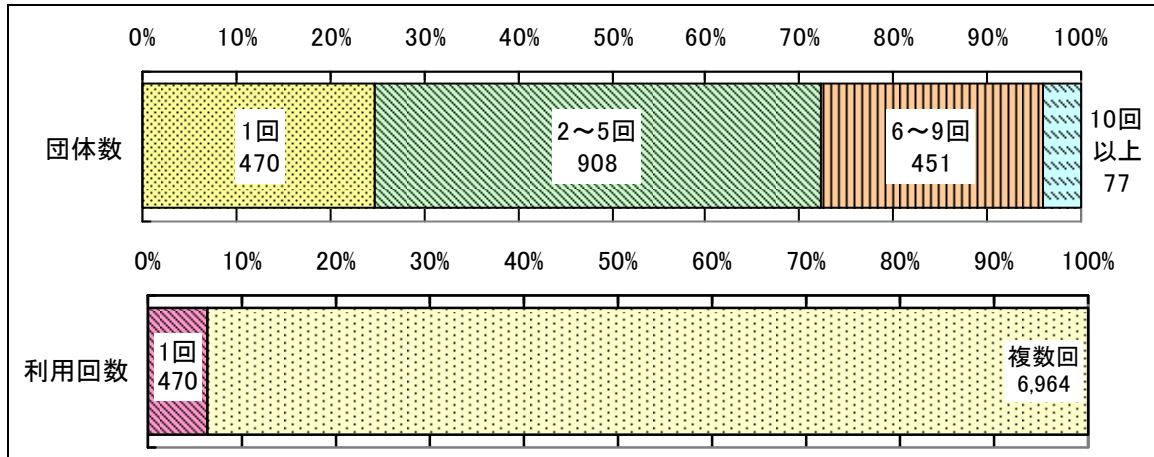
公共施設は、多くの市民に利用されています。しかし、本市の公共施設に限ることではありませんが、公民館などの不特定の市民が使う施設の利用状況を見れば、特定の利用者が繰り返し使っているという特徴があります。公民館を例にとれば、

第2回検討委員会配付資料7

平成22年1月28日現在 事務局素案

3か月の間に複数回利用した団体が7割以上を占め、これらの団体が利用件数の9割以上を占めていますが、定期的にこうした施設の恩恵を受けている市民の数は、3分の1程度と推測することもできます。

【公民館の3か月間における反復利用の状況】



※ 平成20年9月から11月の3か月間の利用者データから算定した数値です。

また、平成19年度に一般会計で管理する公共施設の管理運営経費に対して、充当した一般財源(利用者からの使用料、国・県からの補助金等を除く額)は、約48億350万円となりましたが、これは、市民一人当たり約28,300円の負担となります。

利用者一人につき1日当たりに要する管理運営コスト(使用料等を除いた一般財源負担額)が大きい施設を次図に表しましたが、公共施設を利用する市民も、利用しない市民にも納得が得られる公平な負担制度が必要です。

【公共施設の管理運営コスト】



※ 小中学校には、県費負担教職員の人件費を含んでいますが、市費のみでは、小学校582円、中学校554円となります。また、工事等の影響を受け平年並の利用がなかった施設もあります。

4 公共施設もメタボになる

建物も人の体と同じで、定期的に検査をしていないと、知らないうちに見えないところが傷んでいたり、手遅れになる前に治しておかなければならない場所を見過ごしてしまうことがあります。

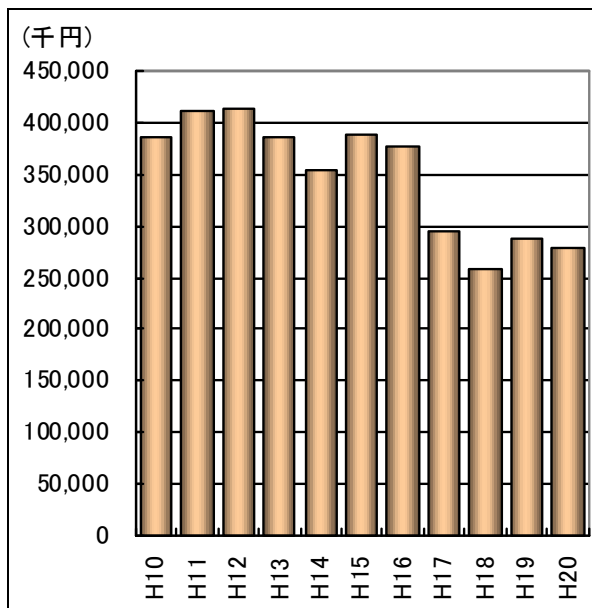
今まで、壊れたら直す、傷んだら直すということを繰り返してきましたが、財政状況が悪くなれば、それすらもできなくなり、あってはならないことですが、最後には、突然、施設の使用を中止しなければならなくなるということも起きてしまうかもしれません。

多くの施設が年をとりました。できるだけ長生きしてもらい、大切に使うためには、病気を予防し、重症になる前に治療しなければいけません。

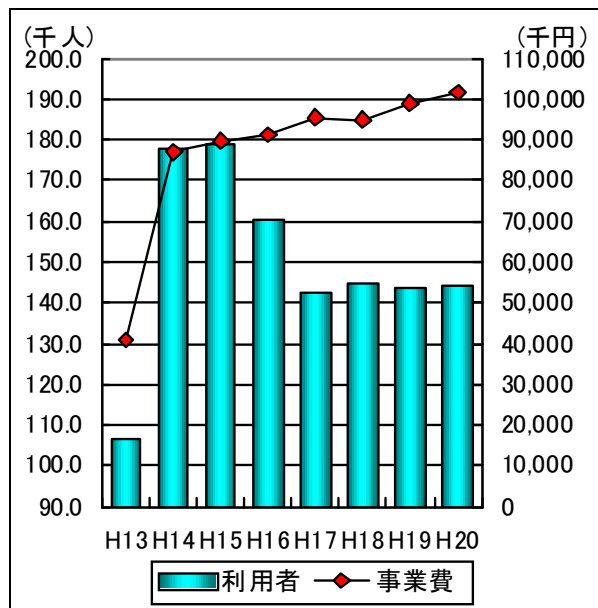
現在本市の公共施設の多くは、その維持補修について対症療法的な補修が行われていますが、財政状況の悪化とともに維持補修費が年々減少しています。

しかし、一例として示した弘法の里湯の事業費(管理運営費から正規職員の人件費を除いたもの。)の推移からもわかるとおり、施設が古くなれば、利用者が増えていなくても、経年変化や劣化により維持管理費がかかるようになります。本市の公共施設は、総量が減らない中で、相対的に老朽化が進行し、維持補修を行うべき箇所は逆に増えています。

【維持補修費の推移】



【弘法の里湯の事業費の推移】



※ 後述の学校建設公社施行分を除く。

第2回検討委員会配付資料7

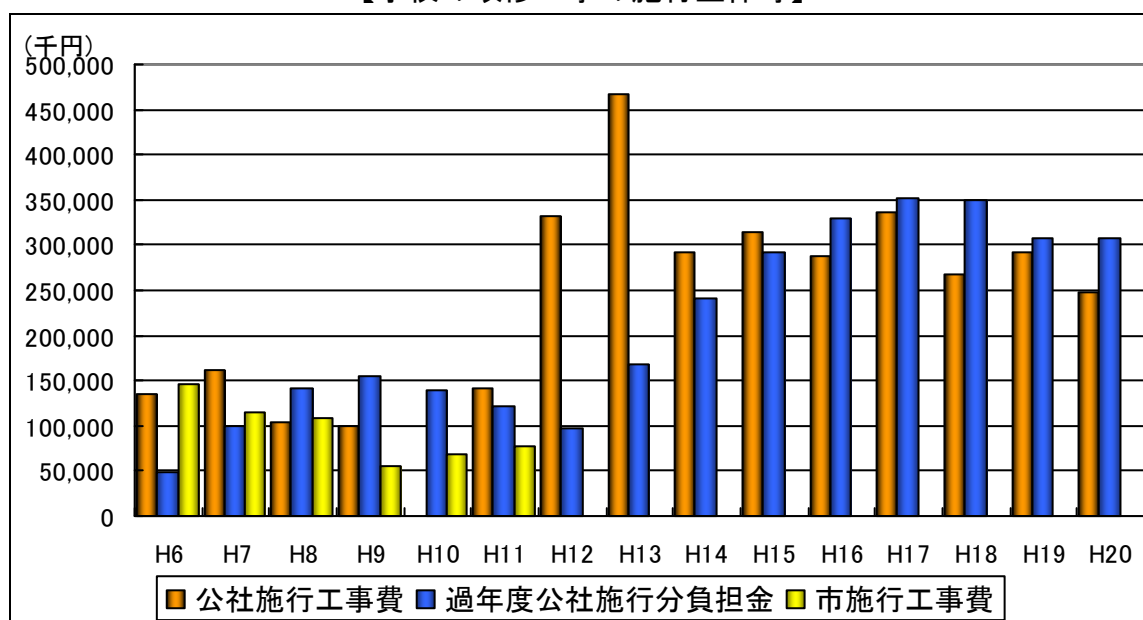
平成22年1月28日現在 事務局素案

中でも、公共施設の建物の6割以上を占めている学校教育施設は、規模の小さい維持補修工事まで学校建設公社による立替え施行(公社が金融機関からの借入金で工事を発注し、後年度に市が利息分を含めて負担金として公社に工事代金を支払い、公社が借入金を金融機関に償還すること)に頼る現状が続いています。

しかし、これを繰り返してきた結果、単年度における過年度の公社施行の工事費用に対する負担金も、その年に施行依頼する工事の額とほぼ同額の3億円近くになり、結果として、公社施行とする意義が薄れてしまっているどころか、金利負担という余分な支出まで行う結果となっています。

この先、学校の校舎の多くは、一気に老朽化が進みますが、公社を有効に活用するためにも、綿密な維持補修計画を立てておく必要があります。

【学校の改修工事の施行主体等】



※ 給食調理室関連工事、耐震補強事業費を除きます。

今後は、本市の公共施設全般にわたり、対症療法的な維持補修から予防保全的な維持補修に改め、施設の長寿命化を図るとともに、維持補修に要する負担の平準化も図る必要があります。

しかし、施設管理を行う所管課の多くは、管理台帳等を十分に備えていない現状がうかがえます。このような状況下では、計画的な維持補修を行っていくことは、厳しい財政状況のもとではなおさら難しいものと思われ、中期的な視野に立った改修計画を作成するなど、今後一層の努力が必要となります。

また、相対的に利用者数が少ない施設ほど、利用者一人当たりのコストが高い傾向が現れています。このような施設については、事業内容の見直しや他施設との統廃合を積極的に検討する必要があります。同種の施設間でもコストのばらつきが大きく、その原因を分析し、管理運営方法を改善するとともに、施設存続の必要性や受益者負担のあり方について検討する必要があります。

5 他の施設と比べてみると

「この施設は、いつも予約が一杯で使えない。」とか、「同じ使用料なのに、この施設はあっちの施設より古い。」などと感じたことはありませんか。

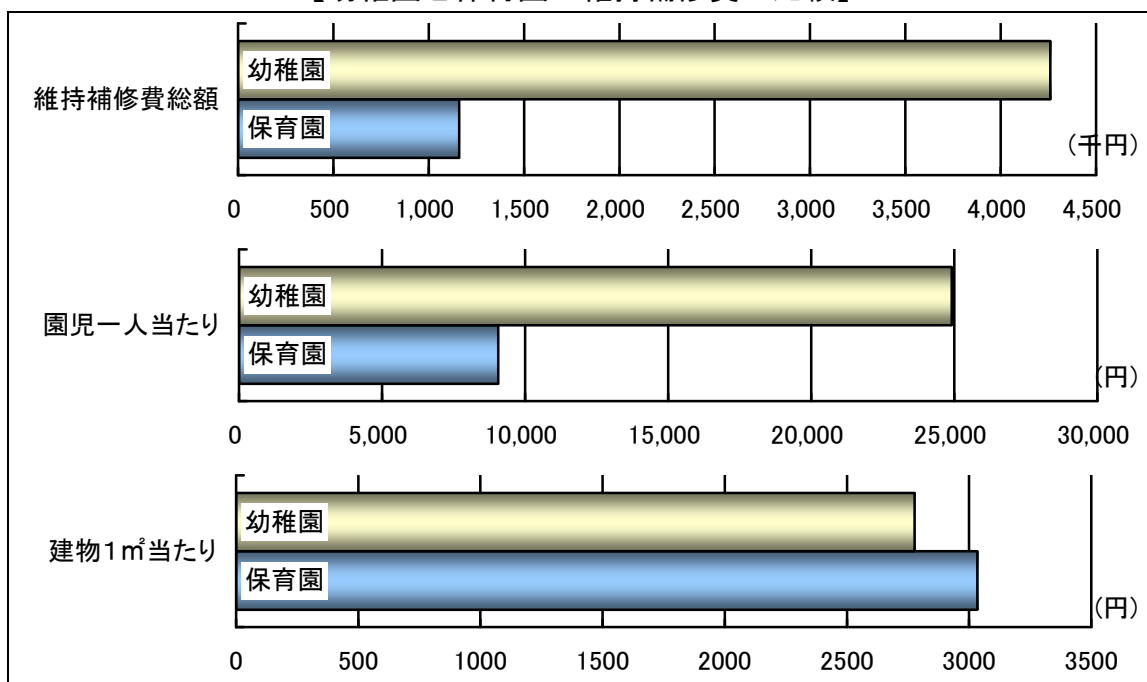
公共施設には、それぞれ管理を行う所管課があり、これらの課が別々に予算や修理の計画を組み、利用方法のお知らせなども行っています。その結果、施設の状態に差が生まれ、また、空いている施設があるのに施設の利用方法や内容が利用者の皆さんに十分に伝わっていないことがあります。

全ての施設をできるだけ安全で快適な状態に保つとともに、利用者の皆さんにより多くの情報をわかりやすく伝え、多くの施設をできるだけ大勢の人に効率的に使っていただくためには、すべての施設に平等な目配りが必要です。

現在、公共施設は、行政財産として各所管課が管理運営を行っていますが、管理運営に関するノウハウや予算などは、所管課の持つ人的及び物的能力に依存していることから、施設の状態に格差が生じてしまう場合があります。

一例として、市立しぶさわ幼稚園(S51・52 建設 1,534 m² : 園児数 171 人)と市立渋沢保育園(S53 建設 382 m² : 園児数 128 人)について、平成19年度における維持補修費を比較してみます(どちらも特段大きな工事を行ってはいません。)

【幼稚園と保育園の維持補修費の比較】



幼稚園では空きスペースが大きいことに加え、保育園には空調設備等があること

第2回検討委員会配付資料7

平成22年1月28日現在 事務局素案

から、建物面積1㎡当たりの維持補修費は、保育園のほうがやや高くなります(ただし、これらの影響を差し引くと逆転するものと思われます。)。しかし、園児一人当たりの額では、学校建設公社を活用して定期的に維持補修を行っていること、及び施設管理の専任組織が教育委員会にあること等の理由から、幼稚園では保育園を大きく上回る結果となっています。

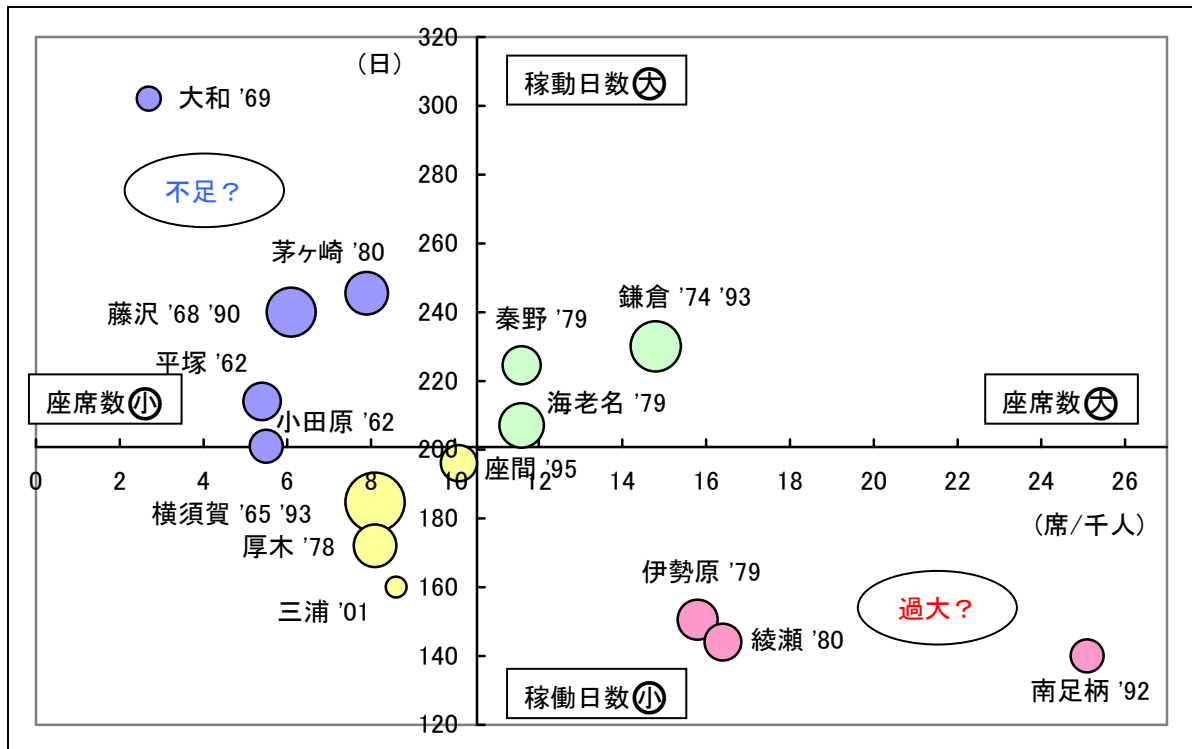
このような状態を解消し、全ての公共施設において均質なサービスを提供するとともに、管理運営に要する資源の集約によるスケールメリットを活かすためには、一元的な管理運営を行う組織・体制づくりが必要となります。

また、施設の管理運営の効率性に関する共通の指標を構築すれば、本市の、あるいは他市の同種の施設との比較も容易となり、施設の存続や管理運営面の改善に関して客観的な判断を行えることとなります。

一例として、平成16年度における各市の市民会館等のホール(固定席300席以上。該当するホールのない逗子市を除きます。)について、人口1千人当たりの座席数を横軸にとり、ホールの稼働日数(複数のホールがある場合は平均値)を縦軸に表し、縦軸と横軸の交点をそれぞれの平均値とし、比較しました。

その結果、県下のホールは、次図のとおり4つに分類することができます。これを見れば、規模が人口規模と比較して過大か否か、規模に見合った稼働状況にあるかなどが客観的に比較できることとなりますが、さらに共通の指標により評価を数値化できれば、その比較の対象は飛躍的に広がります。

【市民会館等のホールの稼働状況】



※ 円の大きさは、合計の座席数を、市名のあとの数字は建築年を現します。なお、建築年が二つ記載されている場合は、対象となる会館が二つあることを現します。

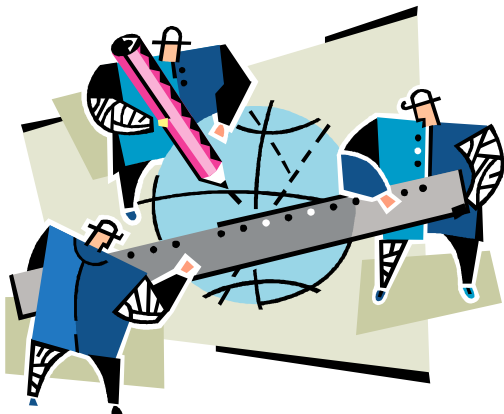
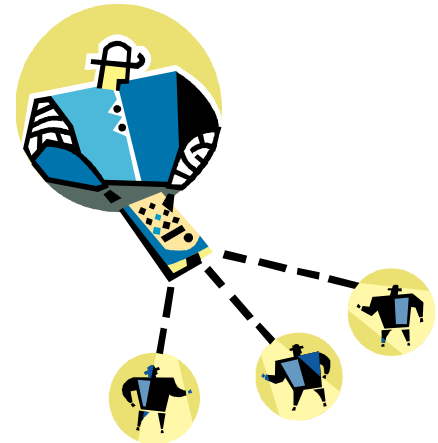
第2回検討委員会配付資料7 平成22年1月28日現在 事務局素案

公共施設の再配置に当たっては、このような客観的な比較こそが市民への説明の際に必要となるものであり、また、管理運営方法の改善に当たって大いに役に立つところであると考えられます。

また、本市では、インターネットによる施設予約システムが取り入れられていますが、貸館業務を行っているにもかかわらず、そこに組み入れられていない施設もあります。

空き情報の検索も施設ごとにしか行えませんが、用途や部屋の種類からの検索が行えれば、特定の施設や時間への予約の集中が緩和されるとともに、施設の利用者を増やす効果も期待できます。さらに、施設によっては、ホームページ等の情報が極端に少なく、利用率向上の妨げになっていると思われる場合もあります。

このように施設情報の提供方法や予約システムなどのソフト面についても、各施設間の格差が生まれないようにするため、所管課任せにしない一元的なチェック体制づくりと運営が必要であり、これらの一元的な管理運営体制を構築していくことは、今後策定していく公共施設再配置計画（仮称）の実施に当たっても重要なことであると考えられます。



第3章 公共施設を描く (公共施設の再配置に関する方針)

1 基本方針

公共施設の再配置は、本市の置かれている現状や将来の行財政運営に影響を及ぼす各種推計の結果、秦野市公共施設白書に記載された各施設の現状と課題等を踏まえ、次の5つの基本方針に基づき進めるものとします。

また、公共施設再配置計画（仮称）の策定に当たっては、学識経験者や有識者等で構成する外部の検討委員会による議論とその結果に基づく提言を尊重するものとします。さらに、これに加え、すでに実施したアンケート調査の結果はもとより、今後実施する従来の公募市民や代表者の会議への参加とは異なる新たな参画手法を通じ、税や使用料の負担、管理運営への協力や参画など、公共施設を支えているより多くの市民の多様な意見に耳を傾けながら進めるものとします。

「備えあればうれいなし」

基本方針1 将来を見据えた施設配置を進めます

「三人寄れば文殊の知恵」

基本方針2 市民の力、地域の力による再配置を進めます

「二兎負うものは一兎をも得ず」

基本方針3 公共施設の多機能化と統廃合を進めます

「無い袖は振れぬ」

基本方針4 効率的・効果的な管理運営を進めます

「転ばぬ先の杖」

基本方針5 施設の長寿命化と計画的な施設整備を進めます

備えあればうれいなし

基本方針1 将来を見据えた施設配置を進めます

1 量から質への転換

本市の公共施設は、拡大する行政需要や市民ニーズに対応して整備を進めてきましたが、時代とともに市民ニーズは変化し、施設に求められる機能も変化します。

今後は、建物としての施設だけに目を向けるのではなく、「市が施設を設けなければ提供できないサービスであるのか」の視点から、必要な施設の規模と機能を確保した中で、提供する市民サービスの質の向上に努めます。

2 柔軟な施設の配置区分

施設の再配置に当たっては、合併前の旧町村の行政区域や小中学校区、大字などにに基づき、すべての地域に等しく配置するという考え方を切り替え、施設の機能や性質、施設間の距離や交通利便性、地形等から施設の過不足や配置バランスを検討します。さらに、市域を超えた広域的な利用範囲も視野に入れた柔軟な配置を検討します。

なお、幼稚園や小中学校の学校教育施設は、地域性を考慮しつつ、原則として最低限1学年2学級の規模を確保することとし、今後の園児や児童・生徒数の推計に基づき、施設配置を検討します。

3 施設評価に基づく配置の方向性

施設の利用状況に基づく費用対効果や老朽化・耐震性の状況、改修・建替え等の将来負担などの分析、さらに施設規模のスケールメリット(規模を大きくすることで得られる効果)や提供サービスの将来需要を含めた評価を行い、施設配置の方向性と検討事項を示した上で、具体的な実施方策を検討します。

(施設評価の項目)

- * 施設設置目的の達成状況及び将来的な施設の必要性
- * 利用者一人当たりのコスト
- * 効率的な施設運営が可能となる利用者、対象者数の算定
- * 施設の耐震性、老朽化の状況及び最小限のコストで使用可能な年数
- * 法令等の規制及び規制緩和の状況
- * 他の機能による代替の可能性

三人寄れば文殊の知恵

基本方針2 市民の力・地域の力による再配置を進めます

1 市民自らが考える公共施設の未来

より多くの市民が市の現状をとらえ、将来の姿を自らが考え、その実現のために自らが積極的に行動する社会への転換が進みつつあります。

公共施設についても、施設白書などにより様々な情報を積極的に発信し、施設を支え、そのサービスを楽しむ市民自らが将来のあり方を考える機会の拡大に努めます。

2 地域対応施設の地域による運営

現在の全ての施設サービスを現状のまま維持し、継続していくことは、事実上不可能な時代がすぐそこまでやって来ています。

小規模な地域対応施設を中心とした施設サービスは、地域住民の自発的な意思による運営を可能とし、地域にとって必要となる公共施設サービスの提供・維持に努めます。

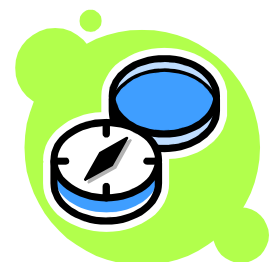
また、自治会館などのように、公の施設ではなくても、地域住民の活動のために利用されている施設については、公の施設としての役割を担えるよう支援を行うとともに、受益者が限定され、かつ全市的に利用又は配置されていない施設については、地域への移譲を進めるための関係条例等の整備を進めます。

3 より多くの市民の声を活かした施設運営

公共施設は、多くの市民に利用されてはいますが、義務教育施設を除けば、その利用頻度は様々です。

公共施設のあり方を検討するに当たっては、公共施設を利用する市民はもちろんのこと、利用頻度の少ない市民の声も広く聴く機会を設け、より多くの市民が納得できる公平な施設運営を行うよう努めます。

また、「再配置」イコール「サービスの低下」となることのないよう、より多くの施設の利用者の声を活かした施設の運営に努めます。



二兎追うものは一兎をも得ず

基本方針3 公共施設の多機能化と統廃合を進めます

1 既存の枠組みを超えた施設の多目的利用

既存の枠組みによる分類や仕分けをなくし、全市的、総合的な視点から、施設や設備等の共用による多目的な利用の可能性や効果について検討し、柔軟性を持った施設活用による多機能化を進めます。

また、利用者を限定していた施設については、法令等による制限や施設の運営状況から設置目的外の活用が不適当な場合を除き、施設の運用方法や利用要件等の見直しを行い、利用制限の緩和・廃止を進めます。

2 設置効果の低い施設の統廃合

施設評価において設置効果が低いとされる施設については、原則的に統廃合の対象とします。その際には必要な機能を周辺公共施設等に確保することや代替サービスの提供によって、サービスが低下しないよう努めます。

なお、廃止する施設は、他の用途への転用を検討し、その必要性がない場合には、売却や代替地として活用します。また、地域の集会施設等としての利用が多く地域と密着した施設は、地元への譲渡を基本とします。

3 地域コミュニティ拠点の総合化

市民に最も身近な公共施設である公民館や小中学校等については、地域における役割、あり方を位置付けた上で、周辺の公共施設を積極的に取り込み、まちづくり支援機能や地域コミュニティの拠点とする総合化を進めます。

* 公民館の総合的な施設への移行

公民館においては、本来の生涯学習機能に加え、連絡所機能などの様々な機能が併設されています。今後は併設ではなく、施設形態を新たに、地域コミュニティのための総合的な施設への移行を検討します。

* 小中学校の多目的な利用

公民館の総合的な施設への移行と連携し、学校教育に支障のない範囲で、現在の学校開放事業の取組みを拡充して、地域施設としての利活用に取り組みます。



無い袖は振れぬ

基本方針4 効率的・効果的な管理運営を進めます

1 効率的な施設サービスの提供

行政目的の達成のために必要性の高い施設サービスであっても、施設の設置や運営に必要な経費の多くが市民の税金によって賄われており、貴重な予算を際限なく投入するわけにはいきません。

多くの市民が利用しやすい施設とするため、利用者の意向や実態、費用対効果などを的確に把握し、開館時間や開館日などについて、柔軟かつ弾力的に対応することによって利用率や稼働率の向上に努めるとともに、施設の設置目的や業務内容等を整理した上で、民間活力の活用や受益者負担の適正化を推進します。

2 民間活力の積極的な活用

民間の知識やノウハウを活用することによって、サービスの向上やコストの削減が図られる施設については、民間事業者等を活用することによる効果と課題、公的関与の必要性等を検証した上で、指定管理者制度の導入や民間施設への移行など、PPP(公共サービス民間開放)の活用を進めます。

特に、地域団体や公益法人、その他公的な団体の運営がふさわしい施設は、団体が主体となった運営や施設の譲渡等を積極的に進めます。

また、直営での運営が望ましい施設においても、民間委託すべき業務を抽出し、課題を整理しつつ業務委託を進めるとともに、広告やネーミングライツ(命名権)の積極的な利用により、施設の管理運営費に充てる収入を得ます。

3 適正な受益者負担の推進

施設を多く利用する人と利用頻度の低い人との負担の公平性を保つ観点から、サービス提供に伴う経費と利用者負担を比較検討し、適正な受益者負担となるよう施設使用料や手数料等を見直します。なお、同一目的や類似の施設にあっては、原則として適用区分や基準等の統一化を図ります。

また、受益者が明らかな個別のサービスでありながら、無料又は減額としている使用料等については、その妥当性を検証し、負担の公平性を確保します。

4 低・未利用地の整理、既存の土地や建物の活用

将来的に行政需要が見込まれない市有地は、賃貸や売却等を行うことにより歳入の確保に努め、施設の改修や改築費用に充てることとします。

また、新たに用地確保が必要な施設整備や基盤整備を行う場合は、原則的に周辺施設を集約することによる跡地の売却益や未利用地を有効活用するなど、市有財産の資産活用を図ることによって財源を捻出することとします。

転ばぬ先の杖

基本方針5 施設の長寿命化と計画的な施設整備を進めます

1 計画的な予防保全による施設の長寿命化

建替え等に伴う建設コストを軽減するためには、一つひとつの施設をできる限り長く利活用することが必要となります。

従来の老朽化等に伴う故障等が発生してから修繕を行う事後保全から、定期的な点検や耐震性・劣化度調査等に基づいた計画的な改修を行う予防保全に転換し、施設の安全性や快適性も確保した施設の長寿命化を図ります。

なお、老朽化した施設は安易に補修や建替えをせずに、施設の存続期間や将来的な需要を踏まえたうえで、大規模なリフォームや施設廃止などを視野に含めた検討を行います。

2 建替え等に伴う新たな複合施設の整備

増改築等による施設整備を行う場合には、多様なサービスを一つの施設の中で提供できるよう、施設の複合化・多機能化を進めることを基本とするとともに、将来の利用形態の変更に対応できる構造・仕様とします。

3 計画的な大規模施設の改修や建替え

多額の費用が必要な学校施設や庁舎等の大規模な施設の改修や建替えについては、早い段階から個別に検討組織等を設置し、施設のあり方やPFI(民間資金等の活用による公共施設等の整備)等の整備手法、その後の管理運営手法などを含めた新たな事業手法について十分な検討を行い、計画的な施設の更新に取り組みます。

また同時に、財産の売却などで得られる収入や一般会計から一定額を施設整備基金として積み立てるなどにより、施設更新時の財源確保を図ります。

4 コスト低減を優先した設計

施設の建替え及び改修に当たっては、イニシャルコストとランニングコストを常に意識するとともに、部材や機器は、将来においても入手が容易な市販の規格品を使用し、又は省エネルギータイプを導入するなど、ライフサイクルコスト(設計から建設、維持管理、解体までに要するすべての費用)の低減を優先することに取り組みます。

また、施設管理において蓄積したノウハウを取り入れた設計の標準仕様を作成し、長期にわたる全庁的な取組みとなるように努めます。

2 施設別の検討方針

前述の基本方針に基づき、各公共施設について個別又は種別に、再配置の検討方針を次表のとおり定めるものとします。

また、各施設の再配置に関する具体的内容については、基本計画内に記載することとします。

なお、表中の方針欄における略称は、次の意味で用いることとします。

「公」： 公設公営を維持しますが、その管理運営に関しては改善策を検討するとともに、統合や複合化も検討するものとします。

「民」： 公設民営（指定管理者を含みます。）又は民設民営化を検討します。

「廃」： 廃止を検討します。ただし、機能の一部を維持する必要がある場合は、民営化又は統合や複合化等による代替策を検討するものとします。

大分類	中分類	施設の名称又は種別	方針		
			公	民	廃
学校教育施設	義務教育施設	小中学校(13 小学校及び9 中学校)			
	その他の施設	幼稚園(14 園)			
		適応指導教室			
生涯学習施設	公民館等	公民館(11 館及びほうらい会館)			
		曾屋ふれあい会館			
		なでしこ会館			
	青少年用施設	児童館(18 館)			
		曲松児童センター			
		はだのこども館			
		表丹沢野外活動センター			
	文化・芸術施設	文化会館			
		図書館			
		桜土手古墳展示館			
		宮永岳彦記念美術館			

第2回検討委員会配付資料7
平成22年1月28日現在 事務局素案

大分類	中分類	施設の名称又は種別	方針		
			公	民	廃
生涯学習施設	スポーツ・健康施設	総合体育館			
		中央運動公園			
		おおね公園			
		サンライフ鶴巻			
		スポーツ広場・学校開放			
		中野健康センター			
庁舎等	本庁舎等	本庁舎、西庁舎及び東庁舎			
		連絡所			
	消防庁舎等	消防庁舎			
		消防団車庫・待機室			
	その他の施設	市民活動サポートセンター			
		放置自転車保管場所			
		秦野駅北口自転車駐車場			
		自治会館	-	-	-
福祉施設	子育て支援施設	保育所(5園)			
		児童ホーム(19施設)			
		ぽけっと21			
	高齢者用施設	広畑ふれあいプラザ			
		末広ふれあいセンター			
		老人いこいの家			
	その他の施設	保健福祉センター			
		子ども家庭相談班(青少年相談室)			
		地域活動支援センターひまわり			

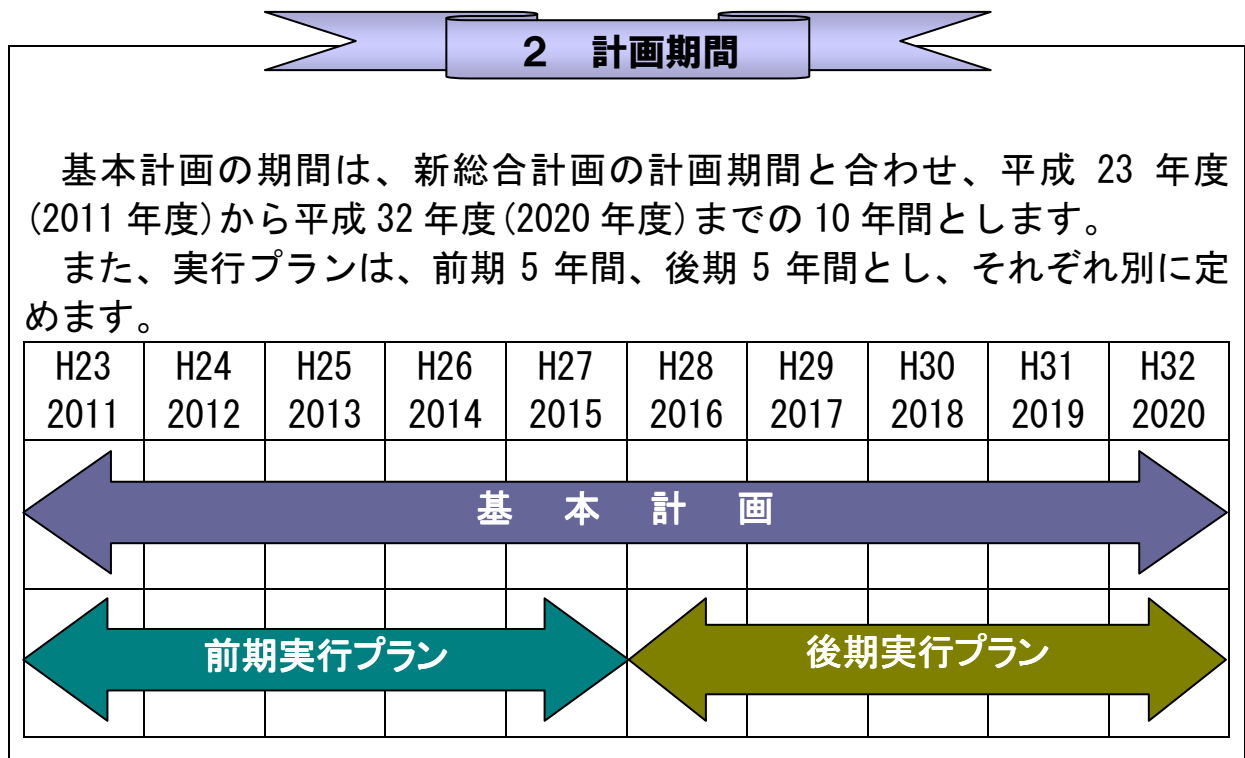
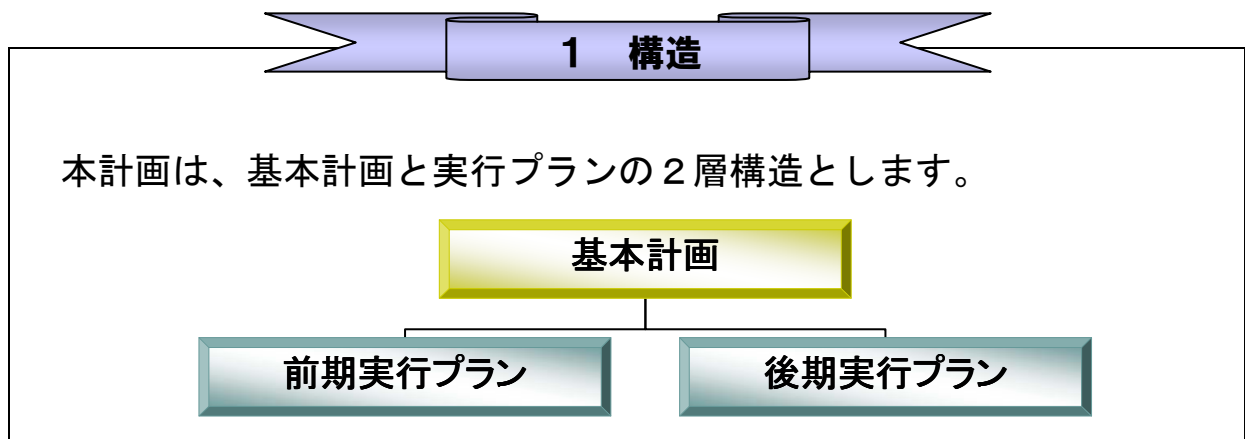
第2回検討委員会配付資料7
平成22年1月28日現在 事務局素案

大分類	中分類	施設の名称又は種別	方針		
			公	民	廃
観光・産業振興施設		弘法の里湯			
		田原ふるさと公園			
		里山ふれあいセンター			
		駐車場			
公営住宅					
公園・緑地等		公園・緑地			
		くずはの家			
		蓑毛自然観察の森・緑水庵			
上下水道施設		上水道施設			
		下水道施設			
低・未利用地					



第4章 公共施設を練る (公共施設再配置計画(仮称)の策定)

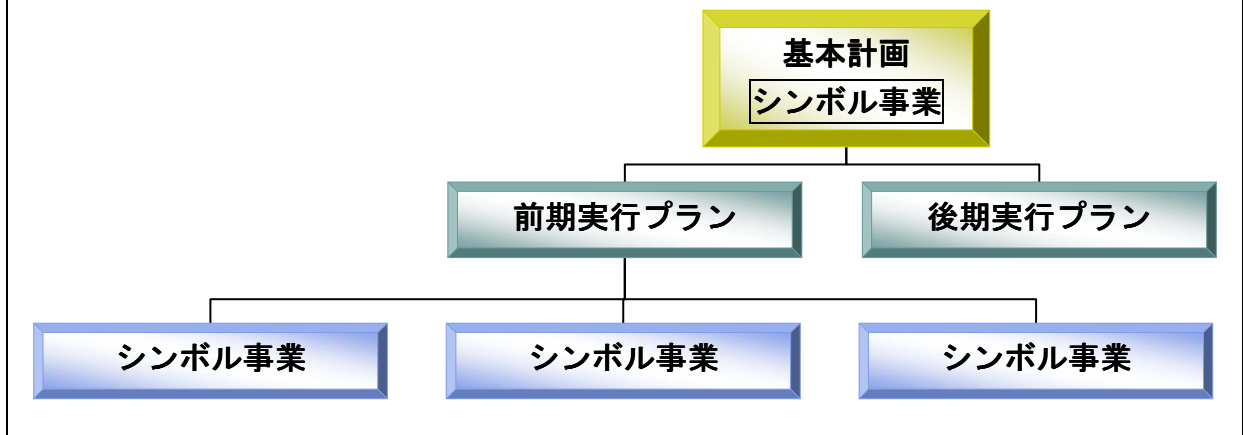
今後、この基本方針に沿って、平成22年度末を目標に秦野市公共施設再配置計画(仮称)の策定作業を進めていきますが、計画案の骨格は、おおむね次のとおりとするものです。



3 基本計画

対象施設の全てについて、個別にあるいは種別に再配置を行うために必要となる事項を定めるものとします。

なお、本市における再配置のシンボルとなる事業を定め、前期実行プランの期間内に重点的に取り組みます。



4 実行プラン

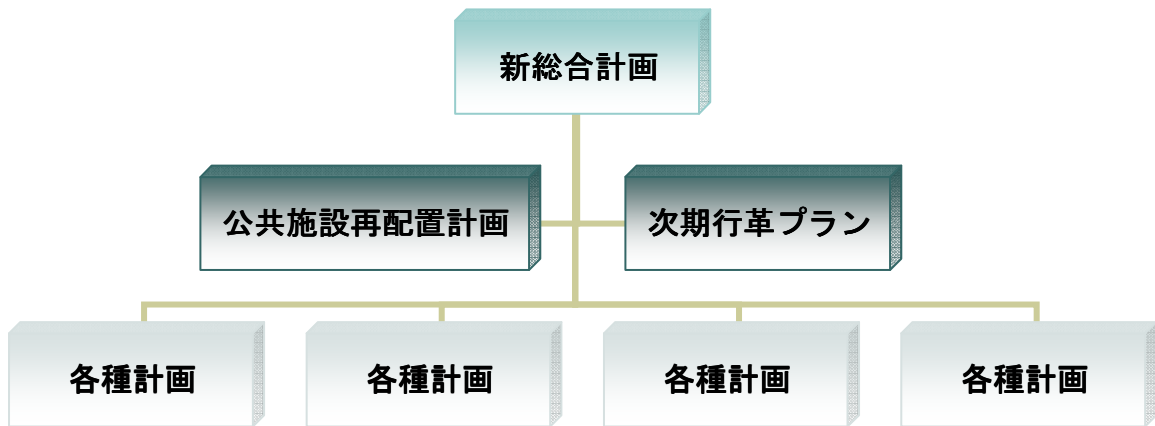
基本計画に掲げる事業について、前期5年の間に実行するものと、後期5年の間に実行するものを選別し、次期行革プランと合わせ、平成22年度(2010年度)末までに、前期実行プランを定めるものとします。

また、後期実行プランは、前期実行プランの進捗や前期プランの実行上浮かび上がる課題を把握しながら、平成27年度(2015年度)末までに定めるものとします。

	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020
計画策定	← 基本計画 →										
	← 前期実行プラン →										
						← 後期実行プラン →					

5 計画の位置付け

再配置を進めるに当たって最も重要なことは、実行性の確保にあるといえます。そこで、この実行性の確保のため、平成23年度を初年度に策定を予定する本市の最上位計画である「新総合計画」及び再配置とは密接な関係にある「次期行革推進プラン」の中に本計画を位置付けるとともに、施設所管部局が定める施設の整備や運営などに関する計画等との整合を図りながら、その上位計画として位置付けるものとします。



年度	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	
新総合計画	← 基本構想 →										
	← 前期基本計画 →					← 後期基本計画 →					
次期行革プラン	← 重点実行期間 →										
公共施設再配置計画 (仮称)	← 基本計画 →										
	← 前期実行プラン →					← 後期実行プラン →					

附 属 資 料

- 1 秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会設置要綱
- 2 秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会委員名簿
（平成21年12月25日現在）
- 3 基本方針案に対する意見書



秦野市公共施設の再配置に関する方針

平成22年(2010年) 月 日発行

編集・発行

秦野市企画総務部公共施設再配置計画担当

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

TEL 0463-82-5122(直通) FAX 0463-84-5235

E-mail koukyousisetu@city.hadano.kanagawa.jp